

平成 21 年第 1 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 21 年 2 月 24 日（火曜日）

◎出席委員（21 名）

委員長 中村 善吉

副委員長 松村 敬子

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

竹谷 英昭 委員

小嶋 廣司 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 鈴木 学

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

税務課長 菅野 敏

市民経済部副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

健康課長 岡田 まり子

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 永澤 雄一

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

道路公園課長 佐藤 実

収納課参事(兼)収納課長補佐 角田 三雄

総務課参事総務課長補佐 紺野 哲哉

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 大森 晃

社会福祉課参事社会福祉課長補佐 永沢 正輝

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育部副理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育部副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博

文化財課長 佐藤 慶輝

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 鈴木 弘章

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○松戸議会事務局長

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがいまして、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

おはようございます。

今年度最後の補正予算の審議になるわけでありまして、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、暫時よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席委員は 21 名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして、総務経済常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は中村善吉委員となります。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は中村善吉委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(阿部五一臨時委員長退席、中村善吉委員長席に着く)

○中村委員長

一言ごあいさつ申し上げます。

本日、平成 20 年度最後の補正予算委員会で、輪番制とはいえ、不肖私が委員長に選出されました。この大役を果たすには経験が浅く、知識もなく、委員各位に御迷惑をかけるのではないかと不安に存じております。

御案内のとおり、現在は 100 年に 1 度の厳しい経済危機下にありますが、いつときも市民生活を停滞させるわけにはまいりません。今回は補正予算といえど財政は厳しさを増しており、その運営には細心の注意が必要と考えます。

市長は、市政充実のために自信をもって本補正予算を提出されたものと考えます。委員会には 6 万 3,000 市民の御期待にこたえるように十分に審議をしていただき、実のある補正予算にいたしたいと存じております。

結びになりますが、委員各位及び当局におかれましても、能率的、効果的に質疑を交わされ、この補正予算委員会を成功裏に終了させていただきますよう、御理解と御協力をお願いいたしまして、委員長就任のごあいさつとします。ありがとうございました。

○中村委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には、松村敬子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

● 議案第 15 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 5 号)

○中村委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 15 号から議案第 21 号までの平成 20 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に

質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず議案第 15 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。

● 歳出説明

○中村委員長

関係課長等から順次説明を求めます。

● 1 款 議会費

○松戸議会事務局長

それでは、資料 2 の 33 ページをお開き願います。

歳出から御説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費で 83 万 8,000 円の減額補正でございます。

まず、議員の報酬等の経費で 30 万円の減額ですが、9 節旅費におきまして、見通しがついたことによる減額でございます。

次に、議会事務に要する経費で 53 万 8,000 円の減額補正でございますが、これは全員協議会室カメラ中継システム等備品購入費の執行残でございます。

● 2 款 総務費

○片山地域コミュニティ課長

次の 35 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費で 55 万 8,000 円の減額補正でございます。

1 の、協働によるまちづくり促進事業費で 20 万円の減額ですが、これは 19 節負担金、補助及び交付金で市民活動団体活動助成金について、当初 80 万円を予定しておりましたが、申請があったのが 6 団体で、交付額が 60 万円にとどまったことから 20 万円を減額するものです。

2 の、市民活動サポートセンター運営に要する経費で 35 万 8,000 円の減額ですが、13 節委託料、15 節工事請負費ともに執行残による減額でございます。

次に、3 目広報広聴費で 127 万 6,000 円の減額補正でございます。

1 の、広報広聴事務に要する経費では、8 節報償費で 1 万 2,000 円、11 節需用費で 2,000 円の増額ですが、これは県政だより取り扱い謝礼の算定基準となる配布世帯数の増加に伴いまして、それぞれ増額するものでございます。

2の、広報誌発行に要する経費は、11節需用費で129万円を減額するものですが、これは広報誌印刷製本費の契約単価が予算見積もり単価を下回ったために減額するものでございます。

○佐藤管財課長

7目庁舎管理費の委託料で272万円の増額補正をお願いするものです。これは、市庁舎を含む市内19施設に地震発生をいち早く認知するため、ケーブルテレビ緊急地震速報システムを導入する費用でございます。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

次に、8目企画費で103万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

初めに、1の、公共交通に要する経費で40万4,000円の減額補正ですが、これは「多賀城おでかけバス」運行に係る交通保険料を計上しておりましたが、提供企業と協議した結果、保険料が不要になったことから減額補正するものであります。

次に、2、中心市街地活性化事業に要する経費で62万9,000円の減額補正ですが、これは認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が行う商業活性化事業に対する補助金等を予定しておりましたが、事業実施に至りませんので減額を行うものであります。

○伊藤交通防災課長

10目交通安全対策費で1,006万3,000円の増額補正を行うものでございます。

1、交通安全推進に要する経費のうち、1節報酬1,111万7,000円の増額につきましては、交通安全指導隊の退職報償金制度廃止に伴う措置といたしまして、一時給付金として報酬を支給するものでございます。次のページをお願いいたします。8節報償費の105万4,000円の減額補正につきましては、交通安全指導隊の退職者報償金制度を廃止することによりまして、減額するものでございます。

次に、11目防犯対策費で98万7,000円の増額補正を行うものでございます。

これは、1、防犯対策に要する経費のうち、19節負担金、補助及び交付金におきまして、多賀城市防犯街路灯設置費等補助金の防犯灯の修繕料及び電気料に係る補助金に不足額が見込まれるため、増額を行うものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

15目諸費で54万3,000円の減額補正でございます。

1の、自治振興に要する経費では32万3,000円の減額を行うものですが、その主なものは、1節報酬で38万5,000円を減額するものですが、これは丸山区の区長不在による報酬を減額するものでございます。

2の、市政功労者表彰式典に要する経費では22万円を減額するものですが、これは市政功労者表彰式典の執行残により減額するものでございます。

○佐藤管財課長

16 目庁舎取得費で公有財産購入費で 3 億 1,937 万 1,000 円、これは行政庁舎用地として現在土地開発基金が保有している旧東北電力研修センター用地につきまして、基金から一般会計が買い戻しするための費用でございます。

この用地につきましては、平成 13 年度から 6 年間で買い戻しをする予定でしたが、およそ対象面積の半分を買い戻しを終えた時点で、つまり平成 16 年以降、その買い戻しを繰り延べしておりました。

このたび、平成 21 年度において、この行政庁舎用地の一角、サポートセンターの西側になりますけれども、ここにシルバーワークプラザの建設を予定していることから、当該建設予定地を含め、まだ買い戻しを終えていない用地 3,615.30 平方メートルを一括して購入するものでございます。

○菅野税務課長

次に、39 ページをお願いいたします。

2 款 2 項 2 目賦課徴収費、1、住民税賦課に要する経費で 384 万 8,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは 13 節委託料としまして 314 万 2,000 円、この委託料につきましては、昨年 9 月、第 3 回定例会におきまして補正予算をお願いし、議決をいただいたものでございます。本年 10 月から開始される個人住民税の公的年金からの特別徴収に合わせて、給与支払報告書、法人市民税申告書等の電子データでの申告を想定しておりましたが、特別徴収義務者、これは各事務所になります、や法人を特定するための管理番号が電子データで付番されないということが、市と中央電子化協議会の橋渡し役である民間業者と契約した段階で判明しました。管理番号が付番されない、各事業所や各法人の特定が難しく、対応を検討しましたが、現段階では電子申告の環境が整っていないと判断し、今回の減額の補正をお願いするものでございます。

次に、14 節使用料及び賃借料としまして、使用料 70 万 6,000 円を減額するものでございます。これは委託と同様、給料支払報告書等の電子申告に係る減額でございます。

なお、給料支払報告書等の電子申告につきましては、早い段階で導入できるよう対応してまいります。

○片山地域コミュニティ課長

41 ページをお願いします。

5 項 2 目委託統計調査費で 84 万 2,000 円の減額補正でございます。その主なものは、1 節報酬で 39 万 3,000 円と 11 節需用費で 36 万 8,000 円の減額ですが、これは工業統計調査ほか委託統計調査の確定に伴う減額でございます。

● 3 款 民生費

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項社会福祉費で 1,772 万 5,000 円の減額をするものでございます。

1 目社会福祉総務費で、補正額はゼロでございますが、説明欄 1 の、社会福祉職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

○内海保健福祉部長

2 目障害者福祉費で 1,652 万 8,000 円を減額するものでございます。

まず、1 の、障害者自立支援給付費 20 節扶助費で、これはまず福祉サービス費のうち、介護給付費がサービス利用者の死亡、転出、退所等により減、訓練給付費で就労支援 B 型の利用がふえたことなどによる増、そういったもので 1,169 万 9,000 円の減、それから更生医療給付費の 485 万 9,000 円の減は、1 件当たりの単価が下がったこと、高額医療を受けている方の死亡などによるものが原因でございます。

2 の、地域生活支援事業費は、財源の組み替えによるものでございます。

次の、3 目福祉手当費、特別障害者手当等に要する経費で扶助費で 387 万 8,000 円を減額するもので、受給者の死亡及び転出により減額となったものでございます。

○永澤介護福祉課長

4 目老人福祉費で 141 万円の増額補正でございます。

1、災害時要援護者支援体制整備事業費は、国のセーフティネット支援対策等事業費補助を受け、災害時要援護者支援に用いる防災用品を 47 行政区に、1 地区当たり 3 万円相当分支給するものでございます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

7 目長寿社会対策基金費で 2,000 万円の増額補正をお願いするものでございます。これは社会福祉事業費寄附金として、多賀城市シルバー人材センターから寄附のお申し出をいただきました 2,000 万円を、長寿社会対策基金に積み立てるもので、平成 21 年度におけるシルバーワークプラザ建設費の財源の一部として活用させていただく予定でございます。

○永澤介護福祉課長

8 目介護保険対策費で 412 万 4,000 円の減額補正でございます。

まず、1、生活困難者に対する利用負担減免措置事業に要する経費で 30 万 9,000 円の増額でございますが、平成 19 年度事業実績による県補助金の返還金でございます。

2、訪問介護利用者負担の軽減対策事業に要する経費で 2 万円の増額でございますが、これも平成 19 年度事業実績による県補助金の返還金でございます。

3、介護保険事業に要する経費で 445 万 3,000 円の減額は、介護保険特別会計の補正に伴い繰出金を減額するものでございますので、詳細につきましては介護保険特別会計で説明申し上げます。

○鈴木国保年金課長

次の 45 ページをお願いいたします。

9 目後期高齢者医療事業繰出金で 1,460 万 5,000 円の減額補正は、後期高齢者医療特別会計に係る繰出金であります。詳しい内容につきましては、後期高齢者医療特別会計で御説明申し上げます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次のページをお願いいたします。

2 項児童福祉費で 1,316 万 6,000 円の減額をするものでございます。

1 目児童福祉総務費で補正額はゼロでございますが、説明欄 1 の、児童福祉職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

○小川こども福祉課長

次に、3 款 2 項 2 目保育運営費で 1,370 万 8,000 円の減額補正でございます。

最初に、1 の、市立保育所施設整備事業費の 443 万 8,000 円の減額でございますが、これは桜木保育所の耐震改修工事が完了したことによる執行残でございます。

次に、2 の、市立保育所運営管理に要する経費の 97 万円の増額でございますが、これは入所児童用の机、テーブル、ベビーカーなどの保育所用備品購入費でございます。

次に、3 の、特別保育事業に要する経費で 105 万 4,000 円の減額でございます。

最初に、延長保育促進事業費補助金の 27 万円の減額でございますが、これは市立保育所における延長保育サービス事業の利用者を、当初延べ 960 人と見込んでおりましたが、780 人の見込みとなることから、当該利用に係る間食代の実費徴収金に相当する補助金を減額するものでございます。

次に、障害児保育事業費補助金の 78 万 4,000 円の減額でございますが、これは障害児の入所数を当初 2 名と見込んでおりましたが、1 名となることから減額するものでございます。

次に、4 の、私立保育所運営費負担に要する経費の 918 万 6,000 円の減額でございますが、これは三つの私立保育所の入所児童を当初延べ 3,204 人と見込んでおりましたが、これまでの入所実績に基づく見込みで 3,012 人となることから減額するものでございます。

○内海保健福祉部長

4 目心身障害児通園事業費、委託料で 27 万 9,000 円の減額でございますが、「太陽の家」の園児数の減少によりまして、提供する給食の減による委託料の減でございます。

○小川こども福祉課長

次に、6 目留守家庭児童対策費でございますが、財源組み替えの補正でございます。これは、歳入の留守家庭児童学級入級児童保護者負担金において、利用者増による収入増が見込まれることから、当該増加分を財源組み替えするものでございます。

次に、5 ページをお開き願います。

第 2 表の繰越明許費でございます。

一番上の段の、3 款民生費 2 項児童福祉費、事業名が鶴ヶ谷児童館施設耐震補強工事、金額が 293 万 5,000 円でございます。

繰り越しの理由でございますが、当初、設計業務委託につきましては、5 月に発注し、8 月の完了を予定し、耐震補強工事につきましては 11 月に発注し、平成 21 年 2 月末の完成を目途に事業を計画しておりました。

この計画に基づき設計業務委託につきましては、平成 20 年 5 月 28 日に入札し、株式会社東北建築設計監理事務所が落札し、5 月 29 日に契約を締結いたしました。

同社との設計業務委託期間は 8 月 25 日まででございましたが、7 月 29 日に、同社の倒産が確認されたため、同月 31 日に契約を解除しております。

このため、再度業務委託に付すべく設計額を見直しするとともに、委託期間を変更し、8月22日に入札を行いました但不調に終わり、再度委託期間を変更し、9月12日に見積もり合わせを行い、落札業者と9月16日に契約し、11月28日に成果品が納品されております。

このように、設計業務委託において、受託会社の倒産や入札不調等の要因が重なったため、耐震補強工事に係る発注がおくれたことにより、年度内の完成が見込めないことから繰り越しをお願いするものでございます。

なお、耐震補強工事の完了は平成21年5月28日を予定しております。

○鈴木国保年金課長

次に、先ほどの47ページにお戻りいただくようお願いいたします。

7目乳幼児等医療対策費で82万1,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計に係る繰出金であります。

詳しい内容につきましては、国民健康保険特別会計で御説明申し上げます。

○内海保健福祉部長

次のページをお願いします。

3項3目生活保護費、生活保護に要する経費でございます。6,657万7,000円の増額でございます。今年度の特徴としまして、医療費の伸びが突出しておりまして、当初比で約9,000万円の伸びを示してございます。保護費全体から見ますと約48%を医療扶助で占めてございます。

この医療扶助につきましては、年度によってばらつきがありまして、このままの傾向が必ずしもずっと続くとは一概には言えませんが、今年度の要因としましては、がん、それから脳疾患等高度な医療を実施するケースが多くあったということが原因に挙げられようかと思っております。

ちなみに、最新の生活保護統計、これは1月分になりますけれども、本市の生活保護世帯数は378世帯、554人となっております。

● 4款 衛生費

○岡田健康課長

次の51ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費で17万9,000円の増額補正でございます。

これは、1の、妊婦及び新生児訪問指導に要する経費の13節委託料でございますが、新生児訪問指導等の業務委託料の50人分でございます。当初の訪問見込み率を上回ったことにより、不足が生じたための増額でございます。

2目保健衛生普及費で468万6,000円の増額補正でございます。これは18節備品購入費でございますが、救急救命用備品として、自動体外式除細動器を22台購入するためのものでございます。配備場所につきましては、各小学校、公立保育所、児童福祉施設等、また、老人福祉センター等を予定いたしてございます。

3 目予防費で 359 万 8,000 円の増額補正でございます。これは 13 節の個別予防接種業務委託料で、麻しん風しん混合ワクチン 60 人分と、インフルエンザワクチン 1,439 人分の不足が生じたためでございます。

4 目健康増進事業費で 4,437 万 8,000 円の減額補正でございます。

説明欄 1、健康教育に要する経費、2、健康手帳作成に要する経費につきましては、次の 3、健康診査に要する経費の減額に伴う財源組み替えでございます。

3、健康診査に要する経費 13 節の健康診査業務委託料で 671 万 1,000 円の減額でございますが、これは当初見込みより肝炎ウイルス検査で 534 人分、生活保護世帯や後期高齢者等に対する健康診査で 426 人分の減によるものでございます。

4 の、成人歯科健康診査事業に要する経費、5、健康相談に要する経費、6、訪問指導に要する経費につきましては、健康診査の減額に伴う財源の組み替えでございます。

○鈴木国保年金課長

次の、7、老人保健特別会計繰出金で 3,766 万 7,000 円の減額補正は、老人保健特別会計に係る繰出金であります。詳しい内容につきましては、老人保健特別会計で御説明申し上げます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次のページをお願いいたします。

5 目環境衛生費で 65 万 9,000 円の減額補正でございます。これは塩竈斎場運営負担金で、平成 20 年度の負担金額の確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目清掃総務費で 1,114 万 3,000 円の減額補正でございます。これも宮城東部衛生処理組合負担金で、負担金額の確定による減額でございます。

● 7 款 商工費

○高倉商工観光課長

次のページをお願いします。

7 款 1 項 2 目商工振興費は 3,613 万 2,000 円を増額補正するものであります。これは中小企業事業資金等融資に要する経費で、19 節負担金、補助及び交付金 337 万円の内訳につきましては、利用件数が増加している中小企業振興資金融資制度保証料として 420 万円を増額し、反対に、当初見込みより利用件数が減少している燃油高騰対策利子補給金を 83 万円減額するものであります。

21 節貸付金は中小企業振興資金等貸付預託金で、貸付限度額を 1,500 万円から 2,000 万円に引き上げることに伴いまして、本制度の原資として、市内各金融機関に対する預託金を 9,000 万円から 1 億 2,000 万円に増資するため、3,000 万円を増額するものであります。

次の、22 節補償、補填及び賠償金は、市と信用保証協会との間で締結している損失補償契約に基づきまして、損失補償金として 276 万 2,000 円を支払いするものであります。

● 8 款 土木費

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目土木総務費で 1 億 798 万円の増額をするものでございます。

説明欄 1 の、土木管理職員人件費につきましては、財源の組み替えでございます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

2 の、土地開発基金繰出金で 1 億 1,892 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成 11 年度に一般会計が土地開発基金から繰り替え運用で借り入れた 4 億 7,100 万円のうち、未償還となっていた分を土地開発基金に償還するものでございます。

この繰り替え運用で借り入れた分につきましては、1 年据え置き、4 年償還で平成 16 年度までに償還することとなっておりますが、平成 16 年度予算における財源不足を補うため、当該年度の償還分を繰り延べしていたものでございます。元金分 1 億 1,775 万円、それから利息分 117 万 8,000 円でございます。

これによりまして、補正後の土地開発基金の平成 20 年度末における残高見込みは 24 億 7,847 万 3,000 円となるものでございます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次に、3 の、特殊地下壕対策事業で 1,094 万 8,000 円の減額補正を行うものでございます。これは、事業費確定によるものでございます。

次に 5 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費でございます。

8 款 1 目土木管理費の特殊地下壕対策事業で 859 万円の繰り越しをお願いするものですが、重点工事に先立つ測量調査・設計において、作業の安全を確保するために実施した金属探知、ガス検知、送風機作業で事業が遅延したこと、及び塩竈市との事業調整に時間を要したことから繰り越しをお願いするものでございます。

なお、竣工は 5 月末を予定しております。

次に、61 ページにお戻り願います。

4 項 1 目都市計画総務費で 242 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

まず、1 の、都市計画に係る調査・策定に要する経費で 57 万 2,000 円の減額補正を行うものでございます。これは都市計画道路調査負担金等の確定によるものでございます。

○佐藤道路公園課長

2 の、清水沢多賀城線道路改築事業費で 300 万円の増額補正を行うものでございます。増額の主なものは、15 節工事請負費で 365 万 4,000 円でございますが、これは歩道の舗装をアスファルト舗装から平板ブロックに変更することによる増額をお願いするものでございます。

次に、2 目街路事業費で 730 万円の減額補正を行うものでございます。

1 の、高崎大代線外 1 線道路改築事業費は 200 万円の減額であります。減額の主なものは、15 節工事請負費で 146 万 3,000 円であります。これは工事費精算による減額でございます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次に、2 の、県事業負担金で 530 万円の減額補正を行うものでございます。これは玉川岩切線建設事業負担金の確定に伴うものでございます。

なお、供用開始は、南宮工区、具体的には仙台市の境から現県道泉・塩釜線、市川橋付近の交差部まででございますが、これを 4 月下旬に、浮島工区、具体的には、今申し上げました県道塩釜線市川橋付近交差部から終点の歴史資料館付近までについては、7 月上旬の予定と聞いております。

○佐藤道路公園課長

次に、3 目公園費で 170 万円の減額補正を行うものでございます。

1 の、城南地区公園整備事業費は 100 万円の減額であります。減額の主なものは、15 節工事請負費で 82 万 5,000 円であります。これは工事費精算による減額でございます。

次に、恐れ入りますが、5 ページをお願いします。

第 2 表、繰越明許費であります。8 款 4 項都市計画費のうち、志引団地 13 号線外 2 線道路改良事業につきましては、他事業の水道管、ガスの埋設工事との事業調整により期間を要するために、金額にしまして 5,260 万円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、留ヶ谷線道路改良事業につきましては、立地している大型店舗の工作物である花壇や駐車場の移転費補償及びそれに伴う用地費購入に期間を要するため、金額にしまして 1,450 万円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、高崎大代線道路改築事業の通常分、補助事業分であります。家屋移転者の移転先の選定に期間を要したため、家屋移転費用と用地購入費として 1,730 万円を繰り越すものでございます。

次に、高崎大代線道路改築事業の単独分としまして、683 万 7,000 円を繰り越すものであります。これは通常分で説明しました家屋移転者の残地分を購入するものでありまして、通常分と同様の理由により繰り越すものでございます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次に 62 ページにお戻り願います。

4 項 3 目公園費の説明欄 2 の、国・県事業負担金で 70 万円の減額補正を行うものでございます。これは国営みちのく杜の湖畔公園建設事業負担金の確定に伴うものでございます。

○鈴木多賀城駅周辺整備課長

次に、4 目でございます。市街地開発事業費で 1 の、連続立体交差事業ですが、次のページをごらんください。県事業負担金 314 万 9,000 円の増額でございます。これは事業に伴う民地の借地料の増加等によるものでございます。

これによりまして、本年度の連続立体交差事業費は 18 億 550 万円となるものでございます。

なお、昨年 12 月の議会でも報告しましたとおり、現在、上り線の高架橋工事において、柱及びスラブ工事を鋭意進めておりますが、ことしの秋から冬にかけて上り線が開通する予定でございます。

次に、土地区画整理事業費（単独）ですが、592 万 7,000 円の減額でございます。これは委託料の執行見込みが立ったことから、工事設計等図書作成業務委託費で 538 万円の減額が主なものでございます。

ここで、恐れ入りますが、5 ページにお戻りください。

第 2 表の繰越明許費、8 款 4 項都市計画費の 5 番目に記載しております多賀城駅北地区市街地再開発事業でございますが、今年度に繰り越しいたしました平成 19 年度事業につきましては、昨年 12 月末までの工期で進めておりましたが、関係権利者との協議調整に時間を要したことによる遅延で、平成 20 年度事業につきましては、人件費 18 万円を除く 2,382 万円を繰り越すものでございます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

恐れ入ります。また 64 ページにお戻り願います。

次に、4 項 5 目下水道事業特別会計繰出金で 5,717 万 7,000 円の減額補正を行うものでございます。主には雨水事業費や下水道使用料などの当初見込額に、現時点での決算見込額ベースを反映することによる減額でございます。

○角田税務課長補佐

次の 65 ページをお願いいたします。

8 款 5 項 1 目住宅管理費で、1 の、市営住宅使用料収納に要する経費、13 節委託料におきまして、156 万円の減額補正をお願いするものでございます。これは市営住宅明渡請求訴訟等業務委託費用として 3 件を予定しておりましたが、訴訟に至るような事案がないことによるものでございます。

● 9 款 消防費

○伊藤交通防災課長

次の 67 ページをお開き願います。

9 款 1 項 2 目消防施設費におきまして 88 万 4,000 円の減額補正を行うものでございます。

1、消防水利維持費のうち、15 節工事請負費 220 万 5,000 円の減額につきましては、栄地内及び丸山地内の既設防火水槽撤去工事完了による執行残でございます。23 節償還金、利子及び割引料 132 万 1,000 円の増額につきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金返還金でございます。これは昭和 58 年に石油貯蔵施設立地対策等交付金事業として設置いたしました栄二丁目地内の防火水槽が、地権者から、土地利用上、支障が生じるため撤去を求められましたことから、昨年 12 月に解体をし、そして撤去をいたしました。

防火水槽の財産処分制限期間は 50 年とされておりますことから、設置後の経過年数は 25 年でありまして、財産処分制限期間を満たさないことになったことから、同交付金事業の財産処分に伴う国庫納付金の返還金が発生するため、計上いたすものでございます。

次に、4 目災害対策費におきまして、277 万 4,000 円の増額補正を行うものでございます。

1、防災対策の充実に要する経費のうち、13節委託料 137万 1,000円の減額につきましては、地域防災計画修正（風水害対策編等）業務委託料の契約締結による執行残でございます。

2の、災害対策に要する経費のうち、15節工事請負費 414万 5,000円の増額につきましては、避難所標識等設置工事費に係るものでございます。これは災害時におきまして、市民が安全かつ迅速な避難行動がとれるよう、指定避難場所及び避難経路の周知を図るため、標識等を作製し、設置いたすものでございます。

なお、本事業につきましては、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金を活用し、事業を実施いたすものでございます。

ここで、大変恐れ入りますが、5ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございますが、9款1項消防費におきまして、まず、地域防災計画（風水害対策編等）修正業務に係る経費 541万円の繰り越しをいたすものでございます。この地域防災計画の修正につきましては、本年度作成の洪水ハザードマップの作成業務で明らかになった対策との整合性を図りながら作成するものでございますが、宮城県との協議にかなりの時間を要するため、繰り越しをいたすものでございます。

なお、業務完了は平成21年8月31日の予定でございます。

次に、避難所標識等設置工事 414万 5,000円の繰り越しをいたすものでございますが、この避難所標識等設置工事につきましては、このたびの歳入補正予算において計上いたしております、ただいま申しあげました地域活性化緊急安心実現総合対策交付金を活用して実施するものでございますが、設置箇所数が多く、年度内完了が見込めないことから繰り越しするものでございます。

なお、本工事完了は平成21年6月30日の予定でございます。

● 10款 教育費

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

69ページへお戻り願います。

10款2項1目学校管理費で3億 9,403万 3,000円を増額するものでございます。

説明欄1の、天真小学校地震補強事業費で3億 7,186万 7,000円の増額ですが、これはさきに成立いたしました国の第1次補正予算を受けまして、天真小学校の校舎及び屋内運動場の耐震化工事と大規模改修を行うものです。

本来は平成21、22年度の2カ年度事業として計画しておりましたが、今回は平成21年度分の工事を前倒しして行うものでございます。

なお、財源につきましては、安全・安心な学校づくり交付金のほか、裏負担の起債充当は100%となっております。

次に、2の、多賀城東小学校安全管理対策事業費で2,206万 6,000円の増額ですが、これも、さきに成立いたしました国の第1次補正予算を受けまして、大規模改修を行うものでございます。

多賀城東小学校の耐震化工事につきましては、今年度で既に完了しており、耐震化工事にあわせ校舎のおおむね3分の2は強化ガラスへの入れかえを完了しておりますが、耐震化

工事の必要がなかった校舎と屋内運動場等につきましては、同時施行ができなかったことから、今回の補正予算となったものでございます。

なお、財源につきましては、天真小学校と同じく安全・安心な学校づくり交付金のほか、裏負担の起債充当は 100%となっております。

ここで、恐れ入りますが、5 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費でございますが、10 款 2 項小学校費で天真小学校地震補強事業につきましては、昨年 12 月に補正をお願いいたしました大規模改修の設計業務に時間を要していることから、設計業務委託料 2,450 万円と、今回の地震補強事業費の全額を繰り越しさせていただきますのものでございます。

さらに、多賀城東小学校安全管理対策事業につきましても、今回の国の補正予算に対応した事業であることから、事業費の全額を繰り越させていただくものでございます。

恐れ入りますが、69 ページにお戻り願います。

○小畑学校教育課長

次に、3、学校教育課関係経費で 10 万円の追加をお願いするものでございます。これは平成 21 年度から城南小学校に、病虚弱学級を新たに設置することに伴い、あらかじめ学校備品を準備するものでございます。

2 目教育振興費で 64 万 3,000 円の減額をお願いするものでございます。

これは、1 の、要保護・準要保護に要する経費の確定見込みに伴う執行残の減額が主なものでございます。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目学校管理費で 4 億 2,800 万円を増額するものでございます。

説明欄 1 の、地震補強事業費（中学校）で 2,600 万円を増額でございますが、これは去る 2 月 12 日の議員説明会で御説明申し上げました、多賀城中学校技術家庭科棟解体工事に伴いますアスベストの撤去費用でございます。

2 の、第二中学校地震補強事業費で 4 億 200 万円を増額でございますが、これは天真小学校と同様、さきに成立いたしました国の第 1 次補正予算を受けまして、第二中学校の校舎及び屋内運動場の耐震化工事と大規模改修を行うものです。

第二中学校につきましても、平成 21、22 年度の 2 カ年度事業として計画しておりましたが、今回は平成 21 年度分の工事を前倒して行うものでございます。

なお、財源につきましては、安全・安心な学校づくり交付金のほか、裏負担の起債充当は 100%となっております。

ここで、恐れ入りますが、再度 5 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費でございますが、10 款 3 項中学校費で、多賀城中学校地震補強事業（技術家庭科棟解体（アスベスト対策含む。）工事）につきましては、既に発注済みである技術家庭科棟解体工事に、今回のアスベスト対策に要する費用をあわせて繰り越させていただくものでございます。

第二中学校地震補強等工事につきましては、今回の国の補正予算に対応した事業であることから、事業費の全額を繰り越させていただくものでございます。

恐れ入りますが、73ページにお戻り願います。

○伊藤生涯学習課長

10款4項2目社会教育振興費で64万6,000円の減額でございます。

これは、1の、放課後子ども教室推進事業費で、実施するに当たりまして、ボランティアを募集したところではございましたけれども、応募していただける方がなかなかいなかったこともございまして、開設日数を当初予定の50日間から31日間とすることによる減額でございます。

なお、現在はボランティアスタッフが21名、児童62名が登録し、多賀城小学校で実施しております。これから改善点などを抽出しながら、新年度につなげていきたいと考えてございます。

次に、3目公民館費で318万3,000円の減額でございます。

1の、山王地区公民館施設改修事業費427万4,000円の減額は、体育館の設計業務委託料と体育館解体工事費の執行残でございます。

2の、大代地区公民館維持管理経費で109万1,000円の増額でございます。これは電気設備点検の結果、高圧受電機器の劣化によりまして、突発的な停電事故発生のおそれがあるということがわかりましたことから、修繕を行うものでございます。

ここで、恐れ入りますが、5ページをお願いいたします。

第2表の、繰越明許費でございますが、一番下の、4項社会教育費で大代地区公民館施設耐震改修工事の1,217万円を繰り越させていただくものでございます。現在、2階の調理室の床、図書室、事務室などの改修工事を行っておりますけれども、工事に当たりまして、全面閉館とせず、部屋を利用してもらいながらの施行ということもございまして、完了が5月末と見込まれることから、繰り越しをさせていただくものでございます。

73、74ページにお戻りください。

○佐藤文化財課長

9目埋蔵文化財調査センター費で1,793万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

1の、発掘調査受託事業に要する経費で1,750万7,000円の減額であります。これは、発掘調査受託事業に要する経費において、当初予算において、事前協議も含めて4件の事業を見込んでいましたが、事前協議された2件以外は発生しなかったのと、調査した2件のうち1件については、宅地造成に係る広い面積の調査を予定しておりましたが、委託側の事業計画の変更により、調査が途中で中止になったことなどによる調査費用の減額であります。

減額の主なものとしては、発掘作業に遺物整理員の賃金で759万5,000円、消耗機材や報告書印刷代の需用費で233万円、機械借上料、養生設備、休憩施設等の使用料及び賃借料で573万5,000円の減額であります。

次のページをお願いいたします。

2の、埋蔵文化財調査センター体験館運営管理事業費で42万9,000円の減額であります。これは体験館の運営管理に係る警備保障、消防用設備保守点検、清掃業務などの委託料において、委託料の金額が確定したことによる減額であります。

○伊藤生涯学習課長

次のページをお願いいたします。

10款5項1目保健体育総務費で691万9,000円の減額でございます。これは社会体育施設等管理運営業務に要する経費で、13節委託料941万9,000円の減額につきましては、指定管理委託料の執行残でございます。11節需用費で250万円の増額ですが、これは総合体育館の弓道場に矢を射る場所をふさぐためのスライディングドアというものがございます。これが経年劣化により傷みが激しいことから修理をするものでございます。

○小畑学校教育課長

2目学校給食管理費で1,085万2,000円の減額をお願いするものでございます。これは、給食調理に要する経費において、前契約の満了により、平成20年8月から新たに業者と調理等業務委託契約を結びましたが、契約金額の確定に伴う当該委託料の減額が551万2,000円、各学校の年間給食回数の確定見込みにより、小学校で1万2,804食分、中学校で9,286食分の食材発注業務委託料の減額が534万円でございます。

● 12款 公債費

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

12款1項1目公債費元金でございますが、これは住宅管理費の減額補正に伴う財源の組み替えでございます。

2目利子でございますが、117万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは8款土木費の土地開発基金繰出金において説明いたしました、繰り替え運用の償還に係る支払い利子でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございますが、追加及び変更の表に記載されている事項につきましては、複数年度契約を締結する業務や、新年度当初から業務が開始となるため、今年度中に契約等の事務処理を行う必要があるものにつきまして、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、各債務負担行為に係る予算措置につきましては、新年度以降の各年度の予算に計上させていただくものでございます。

各事項の内訳につきましては、資料3の24ページから27ページに記載しております。お手数ですが、資料3の24ページをお開き願います。

ここでは、経常的な業務を除きまして、新規に設定させていただくものや、業務内容等に特に変更があったものにつきまして、各担当課長等から御説明申し上げます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

では、24ページの、上段の、平成20年度債務負担行為補正でございます。

追加としまして、表の上から4段目、七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑使用負担金で、平成21、22年度の2カ年で七ヶ浜町より100区画を譲り受けるもので、6,500万円を限度とするものでございます。

○内海保健福祉部長

その下のところで、地域活動支援センター事業委託で2,250万円の債務負担行為でございます。現在改修を進めてございます精神障害者小規模作業所「コスモスホール」を、精神障害者を中心に、身体、知的障害者を含みます障害を持つ方々を対象とした障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターに移行しまして、この事業の運営を、障害者の特性を理解し、福祉サービス事業の経験を有する社会福祉法人に委託することとして、今年度において受託者を決定し、来年度から3カ年、事業を委託しようとするものでございます。

○永澤介護福祉課長

次の、老人福祉施設指定管理者委託は、老人福祉センターと屋内ゲートボール場の管理に要する経費といたしまして、平成21年度から23年度までの3年間、限度額を6,908万円とするものでございます。

これは平成20年第4回定例会議案第64号で議決をいただきました指定管理者の指定に当たり、あらかじめ取り交わします協定書に委託料についても盛り込む必要があることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

○小川こども福祉課長

次に、25ページをお開き願います。

上から6段目の、あかね保育所保育及び調理業務の9,619万8,000円でございますが、これは昨年度より1,088万円の増となっております。これは、これまでの保育及び調理業務のほか、保育所長及び管理栄養士の業務を委託の範囲に加えることによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

○中村委員長

この辺で休憩に入ります。再開は11時15分にいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○中村委員長

そろいましたので再開いたします。

● 歳入説明

○中村委員長

歳入について御説明をお願いします。

● 1款 市税

○菅野税務課長

それでは、資料 2 の 11 ページをお願いします。

市税について御説明いたします。

1 款 1 項 1 目個人市民税の現年課税分でございます。1,122 万 4,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

初めに、均等割でございます。当初対象人員 3 万 19 人を見込んでおりましたが、11 月末現在、3 万 51 人の調定実績から対象人員を 3 万 125 人と見込みまして、収入見込額 8,947 万 1,250 円、計上済額との差額 31 万 4,820 円を増額補正するものでございます。

次に、総合課税による所得割でございます。これは当初予算におきまして、総務省統計局の家計調査統計、それから失業率及び課税状況等の総所得金額の推移を勘案しまして計上いたしました。納税義務者の増加により、11 月調定実績と今後の徴収見込額を推計し増額補正をするものでございます。

計上済額 30 億 987 万 3,022 円と収入見込額 30 億 2,078 万 2,960 円の差額 1,090 万 9,938 円を増額補正するものでございます。

個人市民税の現年課税分、計上済額 31 億 581 万 6,000 円と収入見込額 31 億 1,704 万円の差額 1,122 万 4,000 円を増額補正するものでございます。

次に、2 目の法人市民税でございます。現年課税分として 5 億 5,873 万 6,000 円を増額補正をするものでございます。

法人税割でございますが、これは当初予算におきまして、各企業の確定申告、中間申告等から企業の決算状況を推測いたしております。3 億 7,891 万 57 円を見込んでおりましたが、本市を代表する企業であります法人、これはソニー株式会社であります。過年度に発生した欠損金を使い切ったことから、平成 19 事業年度に事業収益が発生したとして、7 月の確定申告で約 4 億円、11 月に予定申告があり、確定申告額の半分の約 2 億円の合計額 6 億円の法人税割が納入されております。

なお、当該法人以外の申告状況を見ますと、全体的に減収しており、11 月までの調定実績と今後の収入見込額を踏まえまして、収入見込額 9 億 3,764 万 7,050 円、計上済額 3 億 7,891 万 57 円との差額 5 億 5,873 万 6,997 円を増額補正するものでございます。

法人市民税の現年課税分、計上済額 5 億 4,309 万円と収入見込額 11 億 182 万 6,000 円の差額 5 億 5,873 万 6,000 円を増額補正するものでございます。

次に、2 項 1 目固定資産税、現年課税分で 3,115 万 7,000 円を増額補正をお願いするものでございます。

初めに、土地でございますが、これは土地の異動におきまして、市街化区域農地が宅地化されたことなどにより増額補正するもので、収入見込額 11 億 5,035 万 9,238 円と計上済額 11 億 4,102 万 3,516 円との差額 933 万 5,722 円を増額補正するものでございます。

次に、償却資産でございますが、これは当初見込んだ予算と比較しますと、昨年 9 月以前、上半期になりますけれども、における企業の設備投資に係る償却資産の増の影響と見ております。主に構築物、車両及び運搬具、機械及び装置におきまして、税額約 2,660 万円の増となっております。

収入見込額 6 億 7,868 万 6,001 円と計上済額 6 億 5,686 万 4,222 円との差額 2,182 万 1,779 円を増額補正するものでございます。

固定資産税の現年課税分、計上済額 32 億 8,236 万 7,000 円と収入見込額 33 億 1,352 万 4,000 円との差額 3,115 万 7,000 円を増額補正するものでございます。

次に、3 項 1 目軽自動車税ですが、現年課税分 189 万 6,000 円の減額補正をするものでございます。次に、13 ページをお願いします。軽自動車の登録台数が当初見込みより減少したことに伴うもので、軽四輪の乗用自家用で 154 台の減、同じく軽四輪の貨物自家用で 111 台の減が主なものでございます。

収入見込額 7,185 万 3,210 円と計上済額 7,374 万 9,060 円との差額 189 万 5,850 円を減額補正するものでございます。

次に、6 項 1 目都市計画でございますが、これは先ほど説明いたしました固定資産税の土地の補正に伴うものでございます。

収入見込額 3 億 3,833 万 3,835 円と計上済額 3 億 3,803 万 9,460 円との差額 29 万 4,375 円を増額補正するものでございます。

- 2 款 地方譲与税

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

2 款 2 項 1 目地方道路譲与税につきましては 364 万円の減額補正をお願いするもので、現在までの交付実績を踏まえまして、その差額を減額させていただくものでございます。

- 3 款 利子割交付金

- 4 款 配当割交付金

- 5 款 株式等譲渡所得割交付金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次の、3 款 1 項 1 目利子割交付金、それから、4 款 1 項 1 目配当割交付金、5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金につきましては、宮城県から交付見込額の通知がございましたので、計上済額との差額を補正させていただくものでございます。

- 6 款 地方消費税交付金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

次の 15 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金につきましては、1,754 万 4,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、宮城県から交付見込額の通知がございましたので、計上済額との差額を補正させていただくものでございます。

- 12 款 分担金及び負担金

○小川こども福祉課長

次に、12 款 1 項 1 目民生費負担金 2 節児童福祉費負担金で 277 万 4,000 円の減額補正でございます。

最初に、1の、保育所入所児童保護者負担金の520万4,000円の減額でございますが、これは保育所入所児童保護者負担金の、(1)の、公立6保育所分において741万4,000円の減収が見込まれることと、(2)の、私立3保育所分において221万円の増収が見込まれることから、それぞれの収入見込額と計上済額との差額を補正するものでございます。

次に、2の、留守家庭児童学級入級児童保護者負担金の243万円の増額でございますが、これは当初利用児童数を月平均310人と見込んでおりましたが、380人の利用が見込まれることから、収入見込額と計上済額との差額分を補正するものでございます。

- 13款 使用料及び手数料

- 片山地域コミュニティ課長

次の、13款1項1目総務使用料で32万円の増額補正ですが、これは昨年6月1日にオープンいたしました市民活動サポートセンターの利用者数が、当初見込んだ人数よりも増加したことにより増額するものです。

- 内海保健福祉部長

次の、2目民生使用料3節太陽の家利用料で95万8,000円の減額でございます。これは健常児の定員35人に対しまして、昨年12月現在で18人に園児がとどまっていることによるものでございます。

- 14款 国庫支出金

- 内海保健福祉部長

次のページをごらんいただきたいと思います。

14款1項1目民生費国庫負担金2節生活保護費負担金4,910万1,000円の増額補正でございます。歳出で述べましたとおり、保護費の増加に伴い国庫負担金を増額するものでございます。

次の、3節特別障害者手当等負担金290万8,000円の減額は、給付額の減に伴い、国からの負担金が減となるものでございます。国の負担割合は4分の3でございます。

5節障害者福祉費負担金826万4,000円の減額は、障害者自立支援給付費、これは福祉サービスと医療費の減に伴う負担金の減でございます。

- 鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

2目教育費国庫負担金で3億9,726万6,000円を増額するものでございます。

1節中学校費負担金で、1の、安全・安心な学校づくり交付金2億200万円の増額でございますが、これは第二中学校地震補強等事業交付金で、対象事業費の補助率2分の1に事務費を加算した金額でございます。

次に、2節小学校費負担金で、1の、安全・安心な学校づくり交付金1億9,526万6,000円の増額でございますが、(1)天真小学校地震補強等事業交付金で1億8,853万4,000円は、校舎に係る対象事業費、次のページをお開きください。屋内運動場に係る対象事業費の補助率が2分の1、また、渡り廊下につきましては、Is値が0.3以下のため、補助率が3分の2になっております。これらの対象事業費の補助率にそれぞれの事務費を加算した金額でございます。

次に、(2)多賀城東小学校安全対策管理事業交付金につきましては、対象事業費の補助率 3 分の 1 に事務費を加算した 673 万 2,000 円でございます。

○内海保健福祉部長

2 項 1 目民生費国庫補助金 3 節障害者福祉費補助金 263 万 2,000 円は、市町村事業の地域生活支援事業費の国の補助金の確定に伴い増額するものでございます。

○永澤介護福祉課長

4 節地域福祉費補助金で 162 万 3,000 円の増額補正でございます。その内容は、セーフティネット支援対策等事業費補助金でございます。補助基本額 324 万 6,000 円に対し補助率 2 分の 1 でございます。

○佐藤道路公園課長

2 目土木費国庫補助金で 370 万円の減額補正でございます。

まず、4 節まちづくり交付金であります。まちづくり交付金事業の中の 1、地方道事業費交付金として、歳出でも説明いたしました高崎大代線外 1 線と清水沢多賀城線に係る交付金でございますが、事業費の増減によりまして高崎大代線外 1 線につきましては、事業費 200 万円減によりまして交付金で 80 万円の減、清水沢多賀城線につきましては、事業費で 300 万円増によりまして交付金で 120 万円の増になり、差し引き 40 万円の増になります。

次のページをお願いします。

2 の、公園事業費交付金は、事業費といたしまして事業費 100 万円の減による交付金で 40 万円の減額になりまして、まちづくり交付金全体では補正額はなく、事業間での事業費調整でございます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次に、5 節土木総務費補助金で 370 万円の減額補正を行うものでございます。これは歳出でも御説明申し上げましたが、事業費確定見込みによるものでございます。

○小畑学校教育課長

3 目教育費国庫補助金で 1,000 円の増額をお願いするものでございます。1 節小学校費補助金で 1,000 円の増額でございますが、要保護児童就学援助費補助金及び要保護児童医療費補助金はそれぞれ要保護児童に係る補助金でございます。対象児童の確定見込みによるものでございます。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

4 目総務費国庫補助金で 719 万 9,000 円の増額をするものでございます。これは国の第 1 次補正による地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金で、地方交付税の地方再生対策費算定額をもとに算定された額が交付されるものでございます。

なお、歳出の方で申し上げました AED 設置事業、避難所看板設置事業、緊急地震速報システム設置事業のこの 3 事業に充当するものでございます。

● 15 款 県支出金

○内海保健福祉部長

15 款 1 項 1 目民生費県負担金、生活保護費負担金で 492 万 3,000 円でございますけれども、これは先ほど歳出のところで申し上げましたとおり、保護費の増に伴うものでございます。

○鈴木国保年金課長

次のページをお願いいたします。

3 節保険基盤安定負担金で 1,095 万 4,000 円の減額補正は、後期高齢者保険基盤安定負担金の確定に伴うものであります。

○内海保健福祉部長

5 節障害者福祉費負担金でございますが、413 万 2,000 円の減額でございます。

まず、1 の、障害者自立支援給付費の減に伴う県からの負担金の減で 291 万 8,000 円、2 の、医療費負担金で 121 万 4,000 円の減でございます。

○岡田健康課長

次に、2 目衛生費県負担金で 209 万 7,000 円の減額補正でございます。これは健康増進費負担金でございますが、主なものとしたしましては、歳出でも御説明申し上げましたが、肝炎ウイルス検査と生活保護世帯の健康診査の受診者数が当初見込みより少なかったための減額でございます。

○内海保健福祉部長

2 項 2 目 6 節障害者福祉費補助金 131 万 6,000 円の増額でございます。これは市町村事業の地域生活支援事業費の県補助金の確定に伴い増額するものでございます。

○伊藤生涯学習課長

5 目 1 節社会教育費補助金で 68 万円の減額でございます。これは宮城県放課後子どもプラン推進事業費補助金で、歳出で申し上げた放課後子ども教室の事業費減額に伴うことと、補助金交付要綱の改正があったことから減額を行うものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

25 ページをお願いいたします。

3 項 1 目総務費委託金で 82 万 8,000 円の減額補正でございます。

まず、1 節総務管理費委託金で 1 万 4,000 円の増額ですが、これは県政だより配布委託金の増額補正を行うものでございまして、歳出でも説明したとおり、算定基準となる配布世帯数の増加に伴い、委託金が増加したことによるものでございます。

次に、4 節統計調査費委託金で 84 万 2,000 円の減額補正でございます。これも歳出で説明したとおり、住宅土地統計調査ほか委託統計調査等に係る委託金の確定によるものでございます。

● 16 款 財産収入

○鈴木多賀城駅周辺整備課長

次に、16款1項1目財産貸付収入でございますが、事業用地貸付収入で、現在、連続立体交差事業に伴う工事ヤードとして区画整理区域内の本市の仮換地指定地を貸し付けておりますが、今年度中に予定しておりました一部市有地の仮換地指定を見送ったため、298万4,000円の収入減となるものでございます。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

2目利子及び配当金で土地開発基金利子188万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。土地開発基金の運用から生じる運用益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理することとなっておりますことから、この科目で受け入れるものでございます。

○鈴木多賀城駅周辺整備課長

次に、2項1目不動産売払収入で土地の売り払い収入でございますが、現在、道路公園課で進めております高崎大代線道路改築事業の用地買収交渉の過程において、代替地として必要となったため、区画整理区域内の本市の仮換地指定地の売り払いによる4,983万円の収入増でございます。

● 17款 寄附金

○佐藤管財課長

17款1項の寄附金ですが2,296万7,000円の増額でございます。次のページをお願いいたします。平成20年12月末現在で、1目一般寄附において29件、640万6,360円、3目社会福祉事業費寄附金では11件、2,049万2,836円、4目教育費寄附金では4件、7万円の寄附または申し込みをいただきましたので、既決予算との差額をそれぞれ計上させていただきます。

なお、社会福祉事業費寄附金のうちの2,000万円は、歳出で説明がありましたとおり、社団法人多賀城市シルバー人材センターから、高齢者福祉事業への寄附の申し込みによるものでございます。

● 18款 繰入金

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

18款1項1目財政調整基金繰入金で2億9,316万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、各歳入歳出予算の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

これによりまして、補正後の財政調整基金の平成20年度末における残高見込額は14億1,411万9,000円となるものでございます。

次の、6目教育施設及び文化施設管理基金繰入金で2,172万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは歳出で御説明いたしました多賀城中学校校舎大規模改修工事費2,600万円に充当させていただくほか、当該基金の繰り入れを予定しております山王地区公民館施設改修事業におきまして、設計業務委託料等の事業費が確定したことにより、427万4,000円の減額となるため、差し引きで2,172万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

これによりまして、補正後の教育施設及び文化施設管理基金の平成20年度末における残高見込額は、7億9,902万7,000円となるものでございます。

● 20 款 諸収入

○高倉商工観光課長

次に、20 款 3 項 3 目商工費貸付金元利収入 3,000 万円を増額補正するものでございます。これは中小企業振興資金元利収入でございまして、これは歳出で説明いたしておりますので、詳細は省略いたします。

○佐藤文化財課長

次に、4 項 3 目教育費受託事業収入で 1,750 万 7,000 円の減額補正をお願いするものであります。これは歳出でも説明したとおり、埋蔵文化財発掘調査受託事業収入において、当初予算において事前協議を含めて 4 件の事業を見込んでいましたが、事前協議された 2 件以外は発生しなかったことと、調査した 2 件のうち 1 件については、委託側の事業計画の変更により、調査が途中で中止になったことなどによる受託事業収入の減額であります。

○内海保健福祉部長

5 項 3 目 7 節国費過年度収入でございしますが、725 万 4,000 円、これは平成 19 年度分の生活保護国庫負担金の確定による追加交付分でございます。

○小川こども福祉課長

次の 29 ページをお願いします。

3 目雑入 2 節福祉施設利用者負担金等の 59 万 4,000 円の減額でございしますが、これは公立、私立保育所の時間延長保育サービス事業利用者を、当初延べ 2,340 人と見込んでおりましたが、1980 人の利用見込みとなることから、収入見込額と計上済額との差額を補正するものでございます。

○小畑学校教育課長

5 節学校給食費実費徴収金で 575 万 6,000 円の減額をお願いするものでございます。これは歳出でも御説明申し上げましたとおり、各学校の年間給食回数の確定見込みにより、小学校で 1 万 2,804 食分、中学校で 9,286 食分の給食費実費徴収金を減額するものでございます。

○内海保健福祉部長

7 節雑入 526 万 3,000 円の減額は、まず、1 の、太陽の家給食代負担金は、入園児童数の減により、食数の減によるものでございます。

次の、2、生活保護費返還金 111 万円は、法の規定によりまして、これは生活保護法でございしますが、返還義務のある費用の返還金でございします。

○岡田健康課長

3、宮城県後期高齢者医療広域連合健診負担金で 231 万 5,000 円の減額でございします。これは当初見込みより健診受診者が 128 人少なかったことと、健診 1 人当たりの単価が約 4,000 円の減額となったことがその主なものでございます。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

次に、4 の、特殊地下壕対策事業塩竈市負担金で 386 万 8,000 円の減額補正を行うものでございます。これは国庫補助同様、事業費確定見込みによるものでございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、塩竈斎場運営負担金精算金過年度分で 8 万 9,000 円の増額でございます。これは平成 19 年度運営負担金の精算金でございます。

● 21 款 市債

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

21 款 1 項市債でございます。

31 ページをお願いいたします。

1 目民生債 1 節社会福祉施設整備等事業債で 360 万円の減額補正をお願いするものでございます。これは桜木保育所耐震改修工事費の確定により、事業費が 443 万 8,000 円減額となったことから、起債充当率 80%の額 360 万円を減額するものでございます。

2 目土木債 1 節都市計画債で 240 万円の減額補正をお願いするものでございます。

説明欄記載の 1、街路事業債、(1)県事業鉄道高架負担金につきましては、宮城県の鉄道高架事業における臨時交付金事業の事業費が増額となったことによる多賀城市負担分の増分 314 万 9,000 円に対しまして、臨時地方道整備事業債(一般分)、起債充当率 95%の額 300 万円を増額するものでございます。

(2)玉川岩切線建設事業負担金につきましては、県事業負担金の減額分 530 万円に対しまして臨時地方道整備事業債（地方特定道路整備事業分）、起債充当率が 90%になります。その額 480 万円を減額するものでございます。

2、公園事業債、(1)国営みちのく杜の湖畔公園建設事業負担金につきましても、国の負担金の減額分 70 万円に対して、起債充当率 90%の額 60 万円を減額するものでございます。

2 節まちづくり交付金事業債につきましては、10 万円の減額補正をお願いするものでございます。

(1)地方道（道路）事業債につきましては、高崎大代線外 1 線道路改築事業において、事業費が 200 万円の減額となったこと、また、清水沢多賀城線道路改築事業において事業費が 300 万円増額となったことから、地方負担分の 60 万円に対して起債充当率 75%の額 40 万円を増額するものでございます。

(2)の、公園事業債につきましては、城南地区公園整備事業において、事業費が 100 万円減額となったことから、地方負担分 60 万円に対して、起債充当率 75%の額 50 万円の減額となるものでございます。

次に、3 目教育債につきましては、1 節中学校債で 2 億円の増額補正をお願いするものでございます。これは多賀城第二中学校校舎の地震補強等工事に係る地方負担分が、全額補正予算債として措置されましたので、2 億円を増額するものでございます。

2 節小学校債で 1 億 9,660 万円の増額補正をお願いするものでございます。これも天真小学校の地震補強等工事並びに多賀城東小学校の安全管理対策工事に要する地方負担分が、全額補正予算債として措置されましたので、1 億 9,660 万円を追加するものでございます。

ここで、7 ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございますが、補正前の起債総額12億3,970万円に対しまして、補正後の起債総額を3億9,050万円増額いたしまして、16億3,020万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前の内容と同じでございます。

また、今回の地方債の補正後のプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは3億345万8,000円の黒字、元利ベースでは7億1,906万7,000円の黒字となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、これまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認しながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1件ずつ質問していただくようお願いいたします。

なお、当局においても、答弁した内容に誤りがあった場合には、原則として本委員会の開催中に訂正していただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○中村委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。

○竹谷委員

歳入歳出の議論の前に、きょうの朝日新聞の記事が載っておりますが、その件についてちょっとお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい、いいです」の声あり）

当局も既に御承知のとおりだと思いますが、きょうの朝日新聞に、マンモス坂での事故の問題が記載されております。さきの我々の説明においては、旭ヶ岡側の上の2路線にもゲートがあり、そして下にもゲートがあるというふうに説明を伺っております。

きょうの朝日新聞の事故現場見取図という内容が記載されておりますが、既に当局の皆さん、ごらんになったと思いますが、私は、あの説明とこの見取図が相違点がある。少なくとも市当局の担当の意見も聞かずに、多分新聞に掲載したのではないかというふうに思います。

この図面どおりでいくと、多賀城市の安全管理に対する責任問題が出てくる可能性がある。そういう意味においては、実際はこうだったということ、この朝日新聞の担当記者に私は抗議をしておくべきではないかというふうに思っております。

そうでないと、多賀城市の責任問題に発展する可能性が出てきますので、この辺は朝日新聞社に対して、実態と相違があるということで、訂正記事もしくは何らかの形で明らかにしておいた方が、多賀城市としてもいいのではないかというふうに思いますので、そちらの広報関係は総務部長の方だと思いますので、総務部長なり担当の方で、建設部でも結構

ですから、どちらでも結構ですから、その辺をきちんと明確に御答弁願えれば助かると思います。

○佐藤建設部長(兼)下水道部長

けさの新聞を読みまして、実はこの記事が掲載されることはゆうべわかっておりました。ただし、内容はわからなかったものですから、ゆうべにも一度、内容等について一部クレーム申し上げたのですけれども、今回、この文章を見まして、訂正を求めたいというぐあいに考えております。

○竹谷委員

特に、補正予算の質疑の中で、議員の中からも、「問題があるのではないか」という指摘があったと、そういう点も含めて、朝日新聞社に対して記事の訂正と事実をしっかりと載せていただくように、ひとつ、建設部長と総務部長が担当になるとは思いますが、ひとつしっかりと多賀城の意向を示していただきたいと。

河北新報の記事では、「多賀城市の市の管理もおかしいのではないか」という記事も、住民のコメントとして載っておりました。昌浦委員が紹介したように。そうすると、これが出ると、まさしくそのことを証明しているのではないかというふうになりますので、新聞社が違うにしても、公共の報道ですので、きちんと対応していただきたいということをお願いをしたいと思います。委員長、ありがとうございます。

○中村委員長

終わります。

次に質疑に入ります。

○藤原委員

最初に、資料2の11ページ、法人市民税についてお伺いをしたいと思います。

実は、これは12月の補正のときも、なぜ補正しないのだということをお尋ねしまして、11月中間申告といいましたか、それを見たいと、その上でやりたいのだというお話でした。

結果的には、いわゆるソニーの6億円に近い金額が、そのまま補正増になったということだと思っております。本来、補正予算という制度があるという趣旨からして、7月に入ったものが、2月に予算計上されるというものが、いわゆるその補正予算制度という仕組みの中で、果たしてそういう取り扱いで妥当なのかどうかということを改めて感ぜざるを得ないのですが、財政部局では、いわゆる補正予算という制度から見て、妥当な計上であるというふうに判断しているのかどうか、まずその辺をお聞きします。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

まず、補正予算の考え方でございます。当然、それぞれ事業、あるいは歳入の見積もりをしまして、当初予算を編成させていただき、事業の進捗状況あるいは財政状況、あるいは歳入の財源の状況、それらに応じまして補正予算を組ませていただいているという状況でございます。

今回の法人市民税の関係につきましては、金額が大きいということもございしますが、これまでの段階では、経済情勢等についていろいろ変動要素があるということ、それから、法人関係につきましては、1社だけではないということ、これは前回の補正予算の際にも、私、

お答え申し上げたかと思いますが、そういった不確定要素があるということで、ここまで、この時期まで法人市民税全体の補正予算の見込み数値、これを確定できずにいたというのが実態だというふうに受けとめております。

○藤原委員

来年もこういう考え方でいくということですね。釈然としないのですけれども、それはそれで、最終的には帳じりが合うので、いいことにしましょう。

それから、予定納税の2億円の件です。7月にやった4億円の納付というのは、いわゆるソニーの'07事業年度に対する確定した納税ですね、4億円は。それから、11月の納税というのは、'08事業年度に対する予定納税だということになります。

それで、この予定納税の2億円というのは、その'07事業年度の4億円に対して、もう2億円というのは機械的に決まって、11月に支払わなければいけないという仕組みになっているのかどうかという問題なのですが、それについてはいかがですか。

○菅野税務課長

御存じのとおり、ソニーの場合、これは連結納税制度の適用法人でございます。

確定申告につきましては、例年7月末に確定申告されます。それから、その半年後、11月に予定申告されるのですけれども、法人税法上、これはあくまでも確定申告法人については、中間申告、要するに予定申告ですが、これをするということで法的に決まっております。

○藤原委員

既に9月にリーマン・ブラザーズの破綻があって、アメリカに対する輸出が激減するであろうという予測がされていて、'08事業年度は相当落ち込むだろうと、この時点ではまだ黒字が2,600億円ぐらいでしたか、2,000億円ぐらいに落ちると。たしか年を越えてから、赤字だということになったような気がするのですが、そういう経済情勢がどうであろうと、'08事業年度の見通しがどうであろうと、とにかく'07事業年度の納付の半分を11月期に機械的に納めるという仕組みになっていると。それに対して多賀城は、14.何がしかの利子をつけて返さなければいけないという仕組みになっているということですか。

○菅野税務課長

先ほど言いましたように、中間申告につきましては二つの方法があります。

予定申告、これは確定申告の半分の納めるということは、先ほど言ったように、もう法的に決まっています。

それから、中間申告、仮決算に基づく中間申告、これは上半期の事業収益に基づいた法人市民税を使うことになります。

ですから、最終的には、確かにその世界的に100年に1度の不況ということで、ソニーも実際、今回、2,600億円の赤字が出ているという報道もあります。

ただ、あくまでも予定申告なものですから、確定申告の半分ということで、もう決まった額でソニーが納めております。

○藤原委員

この2億円は返すのはもう確定的ですね。'08事業年度はもう赤字になるということでしたので、返す時期はそうすると、もらったのが7月ですから、返す時期も7月になってしまうということになるのですか。

○菅野税務課長

この還付金につきましては、先ほど言いましたように、ソニーは連結納税制度をとっています。法人税につきましては、あくまでも親会社の連結、すべてを集めた事業収益、損益で一応納税することになりますけれども、法人市民税につきましては、その親会社が各子会社に配分します。損益も、収益も同じく配分するのですけれども、ただ、先ほど言いましたように、ソニーの損益が2,600億円という報道を見る限りについては、平成20事業年度は全く収益は出ないのかということに思っています。

ですから、予定申告2億円と還付加算金、これを加えた額を返納するということになると思います。

○藤原委員

時期は、7月までじりじりと待たなければいけないということになるのですか。

○菅野税務課長

あくまでもその確定申告が7月31日、7月下旬になります。ですから、それを確定しない限りについては、今現在、幾らソニーの方で確定申告するかはっきりしませんので、確定申告が出された段階でその2億円を返す、それから還付加算金を加えて返すと、そういうところで、その確定申告を見ないと、はっきりしない段階では言えない状況になっています。

○昌浦委員

この間の説明会のときに、私もこの件に関してはちょっといろいろお話をしたので、今、藤原委員の御質問に対して、4月30日確定ということなので、説明を聞いておりますと、法人市民税に関しては、親会社が各子会社へ配分という形ですので、いわば4月30日あたりから、当多賀城市にきちんとしたその確定税と言ったらいいのでしょうか、金額がわかって、その後、どういう処理をして還付するのかという、還付加算金もパーセンテージ的にはかなり高いのですけれども、その辺あたりをちょっと詳細に説明していただけませんか。

○菅野税務課長

先ほども言いましたように、平成20事業年度で確定申告されるのですけれども、その事前に、4月、5月ごろにソニー株式会社の方に直接聞いて、幾らぐらいになるのかということを知ることについてはできると思います。

ただ、あくまで法的期末の、還付加算金の計算式は、予定申告額を納付した翌日から、その還付を決定した日までの期間で算定されます。

それで、あくまでもこの還付加算金の率は平成20年度は4.7%、それから21年度は4.7%となっています。その率で還付加算金額が計算されますので、その日数が長くなればなるほど、還付加算金がふえるということになります。

○昌浦委員

率 4.7%は間違いはないですか。それが正しいというのであれば、いわば、1日多賀城市の還付がおくれていけば、どんどんその分の加算金がふえていくのです。ですから、いわゆる確定した段階でも、即還付するものは還付すると。法で決まっておるのですけれども、その辺やはり頑張っていたきたいと思うのですけれどもどうでしょう。

○菅野税務課長

先ほど言いましたように、確定申告が7月31日、例年ですと7月末に提出されます。それを見まして、その確定申告を見ない限りについては、納税なのか還付なのかということがはっきりしませんものですから、その辺は一応確定した後ということになっております。

ですから、最終的に、予定申告の2億円が納税されたのが去年の12月10日になります。それから還付金の決定日、これは先ほど言ったように7月31日以後の日になると思いますので、日数的には200日をちょっと超えるのかなという感じがします。

○藤原委員

まだやるのですか。ではやりますよ。

○中村委員長

では、区切りのいいところでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後0時58分 開議

○中村委員長

少し早目でございますが、皆さんおそろいですので再開いたします。

○藤原委員

済みません。あと二つほど。

来年度の交付税の基準財政収入額への反映なのですからけれども、予定納税の2億円分も含めて基準財政収入額に反映されるのかと。それとも、予定納税分は除いて反映されるのかということなのですからけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

交付税の算入に関しましては、来年度の交付税の算定ですからけれども、平成20年度中に歳入になった税収、これをもとに21年度での伸び率の見込み、この伸び率の見込みは総務省の方から示されることとなりますけれども、それで計算されるということですので、予定納税分も含まれると理解しておりました。

○藤原委員

そうすると、いわゆるソニーのその税収だけ限定して考えてみると、確定分の4億円と予定納税の2億円と、6億円が平成20年度中の収入として算定されて、交付税の分として来年の収入額に見られるということですね。

そうすると、減額される分が4億5,000万円ということになるのですか。交付税の収入額に見られる分が4億5,000万円ということになりますね。それをまず確認。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

ざっくり計算しますと、そういう数字になります。

○藤原委員

それで、4億5,000万円交付税が収入額として算定されて、減ってくると。そのほかに2億円さらに来年7月ごろに返さなければいけないということになりますね。そうすると、ことしの法人市民税の収収のやりくりの中で、どうということが来年生まれるかという、交付税で4億5,000万円のマイナス要素になると。それから、そのほかに還付金で2億円で利子つけて返さなければいけない。そうすると、来年度はその6億5,000万円がことしの収収のやりくりの中で、臨時的に来年の負担がふえるということになるのです。

それで、何を言いたいかというと、財政調整基金の繰り入れを減らしたのが2億9,316万円です。なぜ2億9,316万円にしかならなかったかというと、土地開発基金の方に4億3,829万9,000円を出すことにしたので、差し引きで約3億円の交付税を減らしたということになるのです。

ですけれども、ことしの収収のやりくりで、来年臨時的に6億5,000万円出ていくということを考えたら、私は財政調整基金への繰り入れ減を3億円ではなくて、少なくとも6億5,000万円ぐらいは今の時点で減らしておくべきだったのではないかと。どっちみち、それだけでも来年、財政調整基金の6億5,000万円が出ていくのだということになるのですよ。

ですから、この際に、土地開発基金から借りたものを返す、あるいは、本来一般会計がまだ買っていないので、使っていた分も買うということも、わからないでもないのですけれども、来年のことを考えたら、そういうふうにするべきだったのではないかとこの気もするのですが、そこはどういうふうにかえたのかということです。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

御指摘のとおり、来年度において、今年度歳入のあった収収の還付ということも最悪、考えなければならぬということで、今回の補正予算、それから平成21年度の新年度の予算編成を進めてまいりました。

結果的にですけれども、財政調整基金の残高見込みでございますが、先ほど説明の中で御説明いたしました平成20年度末の残高見込みで14億1,400万円ということで御紹介させていただきました。21年度、御審議はまた後日でございますけれども、21年度での取り崩し予定、繰り入れ予定が約11億円ということでございます。21年度末の残高見込みで3億円強の財政調整基金残高見込みということで、最低限その部分は確保してということにしておりました。

また、今後の財源の見通し等々も含めて当然考えなければなりませんけれども、交付税につきましては、単年度だけで見ますと、本年度の歳入額をベースに来年度の交付税の額を計算するということになりますけれども、実際に来年度の交付税で算入した収収額と、実際の収収額の差額につきましては、3カ年で交付税の方で精算制度があるということもございますので、その辺も勘案しながら予算編成の方は進めさせていただきました。

○藤原委員

平成 22 年度になれば、こういう事情は解消されるということなので、来年度をしのげば大丈夫だということになると思いますが。一般会計で買い上げておかなければいけない理由もあったので、一応それはよしといたします。

それから、最後に 1 点。28 ページの、埋蔵文化財発掘調査受託事業収入 1,750 万 7,000 円、これは、実は場所も留ヶ谷で、やった人も留ヶ谷で、地権者も留ヶ谷で、私、非常に複雑なのですけれども。ただ、「ここを開発したいので発掘してください」と言われて、「はい、わかりました」と、埋蔵文化財の方で調査をやったと。木を切って、根を取って、ダーッと調査をやったと。その途中で、「金がないのでやめます」というふうに言われたと。

どういう状態になっているかという、木を切って、根を取って、土をはいで、そこにシートをかぶせた状態になっているわけです。これはもう地元の人たちは、「大変な自然破壊だ」ということで、かんかんになって怒っているわけです。

その批判の矛先はどこに来ているかと。役所に来ているのです。悪いのは業者だというのは私どもはわかります。「発掘をやってくれ」と来て、「金も払うから」と、「大丈夫だ」と言ってきて、途中で、「金がなくなったからやめてくれ」という話ですから、悪いのは業者だというのはわかるのです。

ただ、どうも聞くところ、多賀城の市政史上初めての出来事だというふうに聞いているのですが、あってはいけないことなのですね、これは。ですから、多賀城市としては、その業者にきちんとするべきことは言わなければいけないし、それから、こういうことが二度とないようにいろいろ手だてをとるといいますか、教訓化する必要があると思うのです。その辺についてどういうふうに考えているのかということなのですから、いかがでしょうか。

○佐藤文化財課長

受託事業による発掘調査は、委託金の納入を確認してから発掘調査が始まるのが基本ですが、今回の野田の遺跡の受託事業においては、相手方との平成 19 年度の事前協議において、委託者側から調査に必要な養生設備、休憩施設あるいは重機等の提供を受けて、調査ということでしたので、そういうことでありましたことから、調査の開始については重機提供による委託者側の都合に合わせて、発掘調査を実施してしまったということで、委託金が入る前に発掘調査を実施してしまったということで、委託金についても全額実は納めてもらえないので、分割で一応今、納めてもらっている状態です。

今後ともその未納金については、委託者側と話し合いを行って、また早い段階で納めてもらうように努力していきたいと思っております。

今回については、我々の判断の甘さがそこにあったのかと思います。大変申しわけありませんでした。

○藤原委員

つまり、原則どおりの作業をしなかったということですね。そこがもう最大の教訓というか、失敗だったということは素直にお認めになるということですか。

○佐藤文化財課長

確かにそのとおりです。あくまでも本当に委託金を納入してから発掘調査を始めることが基本でしたので、その基本を少し甘い判断で行ってしまったというところに今回の原因があると思います。

○藤原委員

それから、もう一つ私が気にしているのは、ここの職員がどうだとかあだと言っているのではないのです。要するに、前は5階の生涯学習課が窓口になって、きちんとそういう対応をしていたのですね。ことしからでしたか、おとしからでしたか忘れたのですけれども、埋蔵文化財の方にその事務を任せるとしたでしょう。いわばふなれな仕事をさせているという面もあるのではないかと私は思うのです。

そういう点でのその無理、役所の側の体制上の無理はなかったのかということ、私、非常に気にしているのですが、原則を原則どおりに対応しないで、今回の事態を招いたということとあわせて、役所の体制、教育委員会の体制の問題は一体どうだったのかというあたりも、私は検討してみる必要があるのではないかと考えているのですが、そこについてはいかがですか。

○鈴木教育部長

この件については、実は担当はあくまでも文化財課長なので、受け付けは向こうであっても、最終的な決断は文化財課長とこういうことなので、実は私も現場に案内されて行って、見てきました。そうしましたら、広大な面積が途中で中止というようなことで、先ほど文化財課長が言いましたとおり、多少原則を崩したという部分については、やはり当然こちらでの判断のミスがあったということで、それ以外の事務の手続については、随時受け付け場所が埋蔵文化財調査センターであっても、十分課長が向こうに足を運びながら、当然担当者が向こうからこちらに来ながら、連絡調整をとりながら進めているというふうに私は認識しておりましたので、必ずしも受け付け場所が変わったから、こういったことになったとは思っておりません。

ただ、こういった実態があれば、なおその辺は十分に現場とも、そういった方向にならないような仕組みを、当然再度確認しながら進めていかなければならないとは思っております。

○藤原委員

その未回収のお金を回収するというのはこれは当然です。

それから、もう一つは、今のシートをかけたような状態がいつまで続くのかと、今後の見通しはどうかということなのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○佐藤文化財課長

今回については、委託者の都合により途中で中止になった状態ですけれども、委託者側に確認したところ、平成21年度の早い段階で発掘調査を再度お願いしたいという意向もありますことから、現在、あのビニールシートをかけている状態であります。

○吉田委員

2点ほどあります。

28 ページ、社会福祉事業費寄附金の関係ですが、シルバー人材センターが、伺うところによると、たしか長年積立金をしてきて、努力を重ねてきた成果がここにあらわれているのかというふうに受けとめている次第であります。

言うならば、いわゆるシルバーワークプラザの建設にかかわることであるわけですが、それらの今後の事業運営の関係とシルバー人材センターとの関係などについて、これからの事業運営等にかかわることについての協議なども、要望として出されてきている面が含まれているのかどうか。そして、また、それらとの事業をさらに発展策として、今回のこのような歳入の事項として取り入れられて、事業運営に将来的にも果たしていくというようなことなども考えられているのかどうかについてお伺いいたします。

○永澤介護福祉課長

ただいまの御質問についてお答えいたします。

御承知のとおり、平成 16 年から 5 年間、シルバー人材センターは建設資金を積み立ててきて、今回寄附をいただくことになったわけでございます。

これをもとに、平成 21 年度の予算で建築概要については説明いたしますが、新年度予算で建築費を計上しております。

その運営の中身について、シルバー人材センターから希望が出ているのかということですが、それについての特にシルバー人材センター側からの条件というような、そういった希望はついておりません。ただ、市の老人福祉施策に十分に貢献できるようなことを、シルバー人材センターとしても果たしていきたいという、大きな希望だけは伺っております。

○竹谷委員

2 点、3 点になるのか。

まず、一つ、先ほど藤原委員からの質問がありましたけれども、財政当局の回答も聞いておりました。やはり来年度は何とかなるという見通しも含めて、買い上げするところは買い上げしてやったということですが、聞いていて、先のことを言ってもどうなのかというふうには思うのですけれども、平成 22 年度の場合、このままでいくと国の財政も相当、回復しないままに来るのではないのかと。そうなった場合に、例のとおり、交付税の税率の問題、算定の問題が変わってくるということを実測すれば、先ほど藤原委員がおっしゃるように、短期的に見ても、多賀城市の財政の運営の仕方とすれば、無理して買い取ることはなかったのではないのかと、今買わなくとも、もうちょっと、どうせ 16 年度でやらなければいけないものを、今まで延ばしてきたのですから、もう一、二年、財政効率化の運営からいけば、延ばしてきてもいいのではないのかと。そんなに土地開発基金が今、どうしても必要だというものでないでしょうから。そういうようなことを考えた場合、どうなのかなというふうな気はしたのですけれども、もし、先のことですが、もしまたそういうことになれば、土地開発基金の運用というものを頭の中に入れての考えで、今回そういう措置をしたのか、そういうものは全然考えていなくても、やっていけるという自信の中で今回の措置になったのか、その辺ちょっと御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、土地開発基金についてでございますが、現在 24 億円ほど残高がございます。それぐらいの規模があるということがまず一つございます。

それから、国の今後の財政状況、経済状況に大変影響されると思いますけれども、やはり見通しは明るくはないとは考えてございます。

そうした中で、今後、平成 22 年度、23 年度と、今後多賀城市の財政運営を行っていく中で、手持ちの資金というのはどれくらいあるかというふうに見たときに、やはり一番大きなものが土地開発基金でございます。財政調整基金につきましては、14 億円、今年度末で見込んでおりますけれども、21 年度の当初予算でも 11 億円の取り崩しを予定していると。ただ、例年、年度が始まってまいりますと、いろいろ財源の方でも見えてくる部分がございますので、結果的に、ここ数年間は財政調整基金の取り崩しを行わずに決算までいっているという状況はあるのですけれども、今後のことを考えますと、財政調整基金だけではやはり心もとない部分がございます。

そういう意味で、今後の大規模なプロジェクト、例えば駅周辺、あるいは連立、いろいろございますが、そういった事業の進捗状況、そういったことも考え合わせつつ、まだ、あくまで、今後こうなるかもしれないということですが、将来的には、各種基金の大きな再編ということも時には考える必要があるのかと思っております。

そのときに、土地開発基金につきましては、保有形態が、24 億円のうち、土地で持っているもの、それから現金で持っているもの、さらには貸付金として土地開発公社に貸しているもの、また、今回お願いしておりました繰り替え運用で一般会計に貸し付けていたもの、こういったものがございます。この辺の整理をやはりできるときからやっていく必要はあるのだろうかというふうに考えてございます。

○竹谷委員

ぜひ、こういう状況で還付金も出さなければいけないという経済情勢の中ですので、やはりそういうものを含めて、中期的見通しを立てながら、基金の運用、今ある手持ちの基金の運用を含めて、枯渇にならないように、ある意味では余裕を持った計画ができるようなことを、財政面では考えていかなければいけないのではないかと思いますので、運用できるものについては、引き延ばしてても、やはりある程度現金を持っていくというのが大事な財政の運用の仕方ではないかと思いますので、ひとつその辺、十分注意しながら進めていただきたいというふうに思います。そのように考えていると思いますので、回答は要りませんけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

20 ページに、今回、セーフティネット対策ということで、新事業だと思いますが、当初予算にないものが補正として上がっております。

それから、地域活性化・緊急安全実現総合対策交付金、これも当初予算にはなく、補正で組まれたものと推察されますけれども、先ほど執行の内容としてはわかりました。では、今後の 1 年限りのものなのか、引き続きこの項目についてはいくものなのか、その辺について御説明がないのでお聞かせ願ひたいと思ひます。

○永澤介護福祉課長

このセーフティネット支援対策等事業費補助金、そのうちの地域福祉等推進特別支援事業として、災害時の要援護者支援の費用、これは認められました。

ただ、これは国の要綱で、この事業に関しましては、着手初年度の補助対象とするものであるということで、今回、途中で手を挙げたものでございます。ですから、この補助金は本年度限りと考えております。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

今御質問のありました地域活性化・緊急安全実現総合対策交付金につきましては、これは今回限りの特例措置の交付金でございます。

○竹谷委員

そうすると、これらは第1次補正の関係でこれが計上されたと。いわば経済対策の一環だという見方でこの二つはついたというふうに考えておいてよろしいのか。その辺いかがでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

まず、今、竹谷委員がおっしゃられたとおり、地域活性化の緊急安全の方に関しましては、これは国の方の1次補正の分でございます。（「セーフティネットは1次補正ですか」の声あり）

○永澤介護福祉課長

申しわけございません。そこまで私ども考えてはおりませんでした。ただ、メニューが、通常メニューで追加要望という形で来ておりますので、1次補正ではない可能性の方が大きいのかと思います。

○竹谷委員

一応災害関係だということですが、もし災害関係であるとするならば、端的に3万円ぐらいただ配分しても、意味をなしていかないのではないかとこのように思うわけです。ですから、国の政策がどういう政策をねらいとしているのかというのが見えないものから、ちょっとお聞きしたのですけれども、少なくとも国の政策は、こういうものに焦点を当てて、こういうものを拡充していかなければ、災害発生時に問題があるので、それぞれやっていくというものなのか、それとも、単なる一つの政策で、ことしは単年度でこれだけやるので、欲しいところはどうぞメニューを出してくださいという性格のものなのか、その辺をちょっとお聞きしたいのです。

○永澤介護福祉課長

国でも、もう災害時要援護者のガイドラインを定めておりまして、それが市町村に浸透するようにというのが国の方針でございます。

ただ、今回の補助金に関しましては、1事業当たり300万円という限度での補助金となっております。

○竹谷委員

ひとつ、国の施策でしょうから、その辺もちょっと調べていただいて、こういうものであるとなれば、多賀城でもっと使えるのであれば、どんどん、どんどん、単年度でなく、要請を政策として求めていけばいいと思いますし、それはやはり、申しわけないですけれども、福祉部だけではなく、少なくとも多賀城の予算の中、政策の中でそれを受け入れていくというのであれば、現場の担当課だけではなく、やはり市全体で取り組んでいくような仕組みをつくらないとまずいと思うのです。これはやはり政策ですから、そういう点は私はちょっと考えていただきたいというふうにお願しておきたいと思っております。

最後になりますが、32ページ、今回、耐震の関係で、学校施設整備の関係、起債充当率100%ということで、これはもう1次補正の関係で、早急に安心・安全なということで、施策として盛り込まれたものと思っております。

そうならば、この 100%の起債が今後償還をしていかなければいけない。では、償還財源が交付税なり何なりの形で措置されるような仕組みになっているのか、それとも、一般財源で支払いしていかなければいけない状況になっているのか、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

この起債につきましては、国の補正予算に伴う地方負担の発生、これに伴う起債ということで、充当率 100%の補正予算債、これが充当されております。

この償還につきましては、交付税措置、これが 50%、それから 60%、具体的には地震補強工事につきましては交付税措置が 60%、それから大規模改造分につきましては 50%の交付税措置がございます。さらに残りの分については、交付税の単位費用の中に盛り込みますという通知が来てございます。

○竹谷委員

こういう制度はすぐ、毎年つくってくるのですが、しっかりと財政分析をして、そのとおり来ていないようであれば、県なり国にしっかりと働きかけていかないと、地方財政が厳しくなってくるということになると思いますので、ぜひその辺をチェックをしながら、県なり国に、もしそうでない場合は働きかけていく体制も一方ではつくっていくことが大事ではないかというふうに思っています。

過去にも NTT 債とかいろいろありました。しかし、みんなどうなったのかわかりませんが、実質的にどのくらい積まれてきたかわからない格好になってきて、今度は三位一体改革だということになって、そして今度は経済対策だということで、耐震に予算をつけてやらなければいけないということで、各地方がやれるような口火をつくってくれたのはいいのですけれども、後をしっかりとフォローしてもらわないと、意味がないのではないかというふうに思いますので、しっかりとチェックをしながら、問題があればひとつ議会にも報告していただきながら、お互いに財政の確立のために頑張っていくことが大事ではないかと思しますので、その分だけは意見として申し上げさせていただきます。

○中村委員長

ほかにいらっしゃいますか。

（「質疑なし」の声あり）

○中村委員長

なしと見受けます。

以上で歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○中村委員長

次に、歳出の質疑を行います。

○深谷委員

私からは、資料 3 の、債務負担行為補正の内訳表の 25 ページ、あかね保育所の保育及び調理業務、こども福祉課の方にお伺いしたいと思います。

これは、説明にもあったとおり、多分、所長があかね保育所をやめるのか何か、とにかく所長先生がいなくなって、栄養士と所長先生が派遣の方から入るということでまずよろしいですか。

○小川こども福祉課長

皆さんも御承知のように、現在のあかね保育所の業務形態と申しますか、委託形態につきましては、市職員である所長と、それから受託事業者の職員とが混在しているような形で運営されております。

その関係で、どうしても意思の疎通という点では、ちょっと不自由さがあつたりとか、あと、所長業務とその受託業者の業務が明確に区分されない、これもやはり同じように混在することが多々あるということで、この辺での区分けをきちんとしなければ、業務委託形態としては難しいということもありまして、今回、平成 21 年度より、所長の業務と管理栄養士の業務についても、受託業者の方に委託をしたいというふうな考え方でございます。

○深谷委員

ありがとうございます。

その業務内容については、今、課長がおっしゃったことであれだと思っておりますが、今までの市と保育所との関係というのも変わらないとは思っておりますが、保護者の皆様は、やはり市の所長先生が、役所の方がそこに 1 名いるという安心感もどこかしらあったように思います。

それで、保護者には、所長また管理栄養士の方が委託に移るといふ旨の説明は、どのようにされるおつもりですか。

○小川こども福祉課長

今後、機会あるごとに、例えば保護者会の役員会とか、もしくは、あと、これから保護者説明会なりなんなりをちょっと検討してみたいというふうに考えております。

○深谷委員

私の息子と娘もあかね保育所の方にお世話になっていたのですが、今もう退所してしましまして、私も保育所の父母の会の会長をやめてしまったのですがけれども、保護者の皆様からお電話、あとは家の方に訪問いただきまして、あかね保育所はどういうふうになるのだということを常々言われておりまして、今、一応こういふ状況ではあるのかなという話だけはさせていただいておりました。

その中で、保護者の皆様は、やはり市と保育所の関係が、何かざっくり抜けてしまうのではないかというような何か不安を持っているようなので、父母の会初め父兄の皆様は、退所式ですか、卒園式のときに、保護者の皆様が集まるような機会もありますので、そういったときに、来賓で課長が行かれたときに説明などを一言していただければ、保護者の皆様も安心かと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

○柳原委員

資料 2 の 36 ページの、公共交通に関する経費と、あと資料 2 の 52 ページの、健康診査に要する経費の 2 点お伺いします。

まず、36ページの、公共交通に要する経費ですけれども、「おでかけバス」の保険料が、市の負担から企業の負担にかわったという先ほど説明でしたけれども、これがどういう話し合いの経過があってそうなったのか、ちょっともう一回説明をお願いします。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

先ほど説明した分、ちょっと不足していたかもしれませんが、今まで北日本自動車学院さんの方に、今、「万葉号」ということで運行していただいておりますが、今までは試行という形でやっておりましたけれども、その段階でも、現在、北日本自動車学院さんの通常の送迎バスを利用させていただいております。

したがって、北日本さんの方で入っている任意保険の方の保険が適用されているので、北日本さんの方が改めて市の方で別の保険に入ってもらった必要性はないと、当社の方で入っている保険で十分対応できるであろうということでの話し合いがなされて、今回、それをもちまして、当初予算で当市の方が保険の肩代わりしようといった考え方を持っておったわけですけれども、先方のそういったお話し合いがなされたことに伴いまして、今回、当初予算に上げていた保険料を減額したということでございます。

○柳原委員

ということは、それを利用されている方は、何か万が一事故があった場合、その保険がおりるといって、別に市が払っていても、企業が払っていても、変わりがないということでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

お答えいたします。

何らかの事故があった場合には、任意保険の方が適用されますので、その辺で障害保険であるとか、そういったものがおりることになります。

○柳原委員

保険料の件はわかりました。今まで市がこの保険料を払っていたのが、今度は市の負担がなくなって、何か企業さんの方で出すということになると、市側の責任が全くなるといいますか、今まで市の方で全然そういう費用負担もしないで、企業側の負担でお願いするというのが、それでいいのかなとちょっと疑問に思ったものですから、ちょっとお聞きしたのですけれども、では、その関連で、この「おでかけバス」の方で、市で負担している費用というのはほかにはございますでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

保険料ですが、まず、今まで市の方では払っていたということはありません。従前から北日本さんの方で掛けている保険料で今日まで至っているということです。その辺、誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、あと、市の方が、この「おでかけバス」にどういうふうな費用負担でかわっているのかといったことですが、去年の11月から、ダイヤの時間帯であるとか、それから停留所をふやしたであるとか、そういったことを利用者の声を生かしながら改善を行っておりますが、その際、岩切駅の方に乗り入れるその際に、そのあたりの駅

との調整であるとか、そういったもろもろの陰になった部分で、いろいろと人件費の部分で貢献しているというふうな認識を持っております。

○柳原委員

わかりました。市の方では、昨年も払っていなかったということですね。わかりました。

では、2点目、52ページなのですけれども、先ほど健康診査に要する経費で、肝炎の関係のほか、後期高齢者の受診者が減って、それで支出が少なくなったという説明があったと思うのですが、もう一度、後期高齢者で検診者数が何名減ったのかということと、あと、1人当たりの検診費用が幾ら減っているのかというのを、もう一度ちょっと教えてください。

○岡田健康課長

それではお答え申し上げます。

今回、老人保健法が変わりまして、年齢によってそれぞれ医療保険者が責任を持って検診をすることになりました。それで、75歳以上につきましては、後期高齢者医療広域連合で負担をすることになったわけなのですけれども、75歳以上の当初の見込みといたしましては1,200人を予定しておりましたけれども、1,072名が受診をしたということでございます。

それから、もう一つの御質問は……。単価につきましては、当初、75歳以上の後期高齢者の費用として8,100円を予定しておりましたけれども、6,000円に費用が減ったということで、その分の減額というふうになります。

○柳原委員

わかりました。後期高齢者医療制度が実施されて、高齢者の検診がやはり減ったということと、検診の1人当たりの経費も減っているということで、一時的に見れば経費の節約にはなるという面もあると思うのですが、長い目で見れば、やはり早期発見・早期治療に逆行することになるのではないかとこのように私は思いますし、将来的には、検診に行く人が減ってくれば、保険料が、医療費の値上がりということにも逆につながっていくことも考えられると思いますが、担当者から見て、今後の、ことしの、例えば検診を受ける人数がどうなるのかとか、そういう見通しはどのように考えていますでしょうか。

○岡田健康課長

今の御質問ですが、75歳以上の方という意味にとらえた方がよろしいのですか、それとも……。〔「75歳以上」の声あり〕そうですね、今回、75歳以上の人を対象にした検査項目が、今まで11項目、広域連合で負担することになっておりましたけれども、7項目ふえまして、全部で18項目の項目に拡大されました。ですので、その辺をPRをいたしまして、たくさん受けていただくような勧奨をしてみたいと思っております。

○昌浦委員

資料2の関連で、三つほど質問をさせていただきます。最初は、5ページの、繰越明許費に関して、それから、36ページの、庁舎維持管理に要する経費で緊急地震速報システム設置業務、この詳細をちょっと知りたいものですから、もう一度御説明をお願いしたいと思います。それから、38ページ、自治振興に要する経費で、丸山区長が不在である云々ということで減額になったということなのですから、この点に関して質問したいと思います。

まずもって、最初に繰越明許費の方を申し上げます。5 ページなのですけれども、説明というのは意思統一されているのかということが、私、非常に疑問に思ってしまったのです。なぜかといいますと、民生費、これちゃんと説明いただきました。平成 21 年度 5 月 28 日完了予定。それから土木費の中でも、土木管理費は竣工 5 月末とちゃんと説明いただきましたけれども、しかしながら都市計画費に関しては、私記憶ないので。あるいは説明されたのに、私が記録を落としているのかどうか。

それから、消防費、ちゃんと教えていただきました。10 の教育費に関しては、これは地震の補強などですから、案外予定が立たないものなのかどうか分かりませんが、たしか完了予定の月日等々、日月が示されなかったように記憶しているのですけれども、この辺、まずもって説明というのはちゃんと意思統一されているものだと思うのですけれども、その辺、どうなのでしょう。

○佐藤道路公園課長

(「違いますよ。答弁の相手が違うでしょう」「公室です、公室」「説明のちゃんと統一はしているのですか。そのことを聞いているのです」の声あり)

○伊藤市長公室長

この繰越明許については、完成の見通しがつくものにつきましては、その説明をするということで意思統一がされているかと考えてございます。

○昌浦委員

それでは、我々議員に対して月日がないのは、完成の予定が立たないものということで理解してよろしいのですね。

○伊藤市長公室長

その辺につきましては、確認してございません。

○昌浦委員

何か、今、お手々を挙げたようなのですけれども、道路公園課長ですか、手を挙げているのは。ではちょっと御説明をお願いします。

○佐藤道路公園課長

都市計画費のうちの方の志引団地 13 号線外 2 線、それから道路改良の留ヶ谷線、高崎大代線の通常分と単独分、これは 10 月末までの完成予定でございます。これは説明不足で大変申しわけございませんでした。

○昌浦委員

一々私に手を挙げさせないでください。では、高崎大代線とか多賀城駅北再開発事業ですか、これはそれぞれあなたのところの所管ではないので、とりあえずは平成 21 年 10 月末ということでお答えしたのかどうか分かりませんが、ほか御一緒なりなんだといたら、これはどうなのかというようなことをコメントしてもらえませんか。別々なのか、課長。担当が違うのですね。では担当。その辺、全部、私に説明していないと思われるのでしたら、手を挙げてください。

○鈴木多賀城駅周辺整備課長

五つ目の、多賀城駅北地区市街地再開発事業につきましては、12月末を予定してごさいます。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

10款2項小学校費の天真小学校及び東小学校につきましては、これは未契約繰り越しというふうなことでございますので、それともう1点、その天真小学校につきましては、平成21、22年の2カ年度でやる分のうち、21年度分を今回の補正でというふうな御説明をさせていただきます。したがって、21年度中にというふうなことになろうかというふうに思います。

それから、3項の中学校費でございますが、これは大変申しわけございませんでした。多賀城中学校のアスベストの関係につきましては、アスベスト自体につきましては4月いっぱいでおおむね撤去を完了したいということ。それから、解体工事につきましては、6月いっぱい解体工事をしたいというふうに考えて、さきの説明会でもそのような形で申し上げたので、ちょっと割愛をさせていただきます。

それから、第二中学校につきましては、天真小学校と同じで、平成21年度末というふうにお考えいただければよろしいかと思っております。

○伊藤生涯学習課長

社会教育費の関係につきましては、説明の中で5月末ということで申し上げていたつもりでございます。

○昌浦委員

やはりこの辺はきちんと統一してほしいのです。それから、やはり説明されるときは、重複しても、やはりこの辺は、大体、繰越明許というものの自体が、これは皆さんも御存じのとおり、本来であれば単一年度内に終了していなければならぬものを、議会の承認を得て延ばすという性質のものですね、繰越明許というのは、それにおいて、ゴール地点を説明しない人もいれば、する人もいるというのは、意思の不統一だと思います。

今後、このようなことはちゃんと我々に理解ができるように御説明をしていただきたいと、要望をさせていただきます。

それで、続きましては、36ページなのでございますが、この庁舎維持管理に要する経費で、何か19施設でケーブルテレビ云々という御説明だったような気がするのですが、その辺、市内にある各施設なのか、あるいは庁舎内における施設なのかというところあたりが不明瞭なので、その辺、もう一度詳細にお願いしたいと思います。

○佐藤管財課長

今の御質問でございますけれども、市内の公共施設、市庁舎を含めて19施設にケーブルテレビの設備を利用して、全館放送をするということでございます。

○昌浦委員

わかりました。

それでは、通告しておりますので、38ページの方に移らせていただきます。先ほど、区長報酬38万5,000円減額するその理由は、丸山区長不在という説明でございました。ここは、もうここにいらっしゃる方はほとんど御存じだと思うのですが、国家公務員の

宿舎群で、最近大分宿舎を解体して、きれいさっぱりになっている部分が見えるのですけれども、しかしながら、今まで行政区長というのはそれなりに、公務員さんはまずいので、奥さんだったりさがされたときも記憶していますし、今までいたような気がするのです。

しかしながら、いらっしゃらないので減額というのでは、しからばいわゆる市からの広報などはどのような方法で丸山の住民の方たちにお届けしていたのかとか、その通常言われる行政区とここは違う形態でなさっていたために、区長がいらっしゃらないのか、いわば末端までいろいろな市の通知などはどうなっているのかというのが、非常に心配になってきたので質問させていただきます。

○片山地域コミュニティ課長

お答えいたします。

今、委員御指摘でございますけれども、平成 11 年 4 月のデータを見ますと、丸山地区は 567 世帯で 1,342 名の方がいらっしゃいました。これが平成 20 年 4 月ですと、322 世帯で 756 人ということで、大変世帯の数が減っております。また、あわせて中身を見ますと、いわゆる単身世帯というのが非常にふえてきているということでございました。

先ほど昌浦委員おっしゃったように、今まで区長さんがいらっしゃって、女性の方がなっていたのですが、これは御主人が国家公務員の方が、奥様ということなのですけれども、昨年 1 月から丸山地区につきましては区長が不在となっております。これにつきましては、その当時の区長さんも含めまして、うちの方から再三、いろいろ区長さんをお願いをしたのですけれども、その区長さんもおっしゃるとおり、単身赴任の方が多くて、公務員の方がやはり日中働いている、あるいは区長報酬を受け取ることができないというようなかいろいろな理由で、区長を最終的には置けないというようなお話になりました。

ということで、いろいろ協議をさせていただきました結果、広報誌の配布ですとか、各種周知、あるいは回覧、市などからのいろいろな依頼による募金だとか、そういった通常は各区で行っていただいているものにつきましては、丸山地区に町内会がございまして、その町内会の会長さんを中心として、みんなでやろうというふうな形になりましたので、区長の報酬については差し上げないのですけれども、規則を改定いたしまして、区長を置かない区にありましては、いわゆる自治振興交付金というものが、通常世帯割数で 410 円という形で差し上げているのですが、これを倍の 820 円という形にしまして、皆さんの中でお手伝いいただきながら、そういった市の業務をしていただくということで、緊急的にそういう形で行っているということで、うちの方としてはやはり引き続き区長を置いていただくということでのお願いはしているというところでございます。

○昌浦委員

そうしますと、昨年 1 月からずっと区長が不在ということで続いてきたという。それでも一応いわゆる区長報酬は、途中で区長が選任されるのではないかとということで、この時点まで残しておいたというふうな解釈でいいわけですね。しかし、万やむを得ず、不用減と言ったら変ですけども、そうなったのでここに載せたと。

あと、もう 1 点質問させていただきます。今後も引き続き区長さんを置いていただくようお願いをしていく所存なのかどうか、この 2 点だけ確認したいと思います。

○片山地域コミュニティ課長

お答えいたします。

前段は、御指摘のとおりでございます。3月ぐらいに町内会の総会がございますので、そういった準備ももうしているのですが、それまでにはちょっと無理ですというお話をいただいているので、御指摘のとおり、ぎりぎりまで、お願いということでの予算的措置をしておりましたが、今回、おろさせていただいたということでございます。

また、新年度につきましても、いや今後につきましても、引き続きお願いするということで、御指摘のとおりでございます。

○相澤委員

まず、52ページの、4款1項1目、これの13節委託料、新生児訪問指導云々というところをまずお聞きします。二つ目には、58ページの、7款1項2目の19節負担金、補助及び交付金、この件についてお聞きします。

まず最初に、52ページの、新生児訪問指導・育児支援家庭訪問業務委託料、これの業務内容と、なぜふえたかの説明をお願いいたします。

○岡田健康課長

それではお答え申し上げます。

まず、1点目の御質問は、（「どのような事業をやっていますか」の声あり）事業内容は、新生児訪問というふうな名称ではございますけれども、3カ月健診前までの子供さんを対象にした事業でございまして、助産師に委託をして行っております。

あと、助産師がどうしても行けないというふうなケースに対しましては、市の保健師が訪問をする事業でございます。

足りなくなった理由でございますけれども、それが2番目の理由でございますけれども、当初見込みとして、在宅の助産師に委託する分を80%で見込んでおりましたけれども、積極的にいろいろ助産師さんがケースに連絡をしていただきまして、取り組んでいただいた結果、86%に率が上がったというふうなことが主な理由でございます。

○相澤委員

それでは非常にすばらしいことだと思います。ですから、このような姿勢で、このような事業はぜひ予定以上に進むように、さらに努力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目お聞きします。58ページの、中小企業事業資金等融資に要する経費ですが、この辺の相談件数の変化等を、把握していれば教えていただきたいと思います。

○高倉商工観光課長

融資関係の相談でございますか。融資関係の相談につきましては、昨年の末から、相談受け付け窓口を置いておるのですが、実際に融資を受ける関係で、その窓口に来ている件数が非常に多うございまして、したがって、実態としては融資につながるような形の相談ということになっておりまして、相談件数が相当、相談件数といえますか、その融資件数が相当昨年と比べて増加しているという状況でございます。

したがって、この融資制度も、そのために枠の拡大等も行ったというふうな状況でございます。

○相澤委員

ぜひ、月単位の速報等がわかった時点で結構でございますけれども、最近のこの世の中の動きは、これからもさらに厳しくなることは予想されますので、ぜひ月単位等の変化についてお知らせいただければと思いますがいかがでしょうか。

○高倉商工観光課長

わかりました。相談の方については、商工会なども一応相談窓口として置いておりますので、その辺調査をして、件数を確認したいと思います。

○佐藤委員

資料2の58ページの、燃油高騰対策のところちょっとお尋ねいたします。それから64ページの、負担金、補助金、多賀城駅周辺のところで、それからもう一つは、70ページの、東小学校安全管理対策事業費のところでお伺いいたします。

58ページの、燃油高騰対策利子補給金で、利用されなかったなということで読み取りましたけれども、この対策がされた途端に灯油がどんどん下がりだして、せっかくの対策が、何か余りありがたいという思いで受けとめていただけなかったかなという思いでは、本当に残念、下がったことはいいことなのですけれども、このことから、やはりその間、ずっと、この去年の春、お正月あたりからどんどん上がってきた中で、この援助の施策をどこかでもっと早く踏み切るべきではなかったのかというふうに思うのですけれども、その点ではいかがですか。

○高倉商工観光課長

そうですね。燃油高騰対策の補給金につきましては、9月の補正で計上したわけですが、原因といたしましては、やはりその後、10月になって、国の制度が、今、委員がおっしゃるように、原油がかなりその後、下がったというふうなこともあります。国のセーフティネット関係の制度ができて、そちらに移行したといいますが、そういう傾向というふうに私どもはとらえております。

ただ、件数は減りましたけれども、全く効果がなかったかといいますと、決してそうは言えないと。つまり、それまでの間、借入れをしている件数も若干であります。実際発生しておりますので、必要な企業の方々の幾ばくかの力にはなったのではないかとこのように考えております。

そのタイミングなのですが、はっきり言いまして、私ももっと早くやればよかったというふうには思っておりますが、その辺の社会情勢といいますか、そういうことも見て、実際には9月という段階に踏み切ったわけですが、時期としては適当だったのだろうというふうに考えております。

○佐藤委員

時期として適当だったと言われると、ちょっと困ってしまいますが、やはりもっと早くやっている自治体もたくさんありましたし、早くやればやるほど、その恩恵をこうむった人たちもたくさんいると思うのです。せっかくやる事業ですから、適切な時期にやるということは非常に大事なことだというふうに思うのです。2市3町の様子を見てとか、いろいろなところでそういう状況が発生しますけれども、ぜひ多賀城の業者あるいは市民生活に対して援助するときには、様子見でなくて、自分たちの判断でやるというふうなことで、しっかり判断できるようなそういう仕組みをぜひつくっていただきたいというふうに思います。早ければ早いほど、これは恩恵をこうむった人たちがたくさんいたなという思いでこの数字を見ました。ですから、これからもあることですから、横並びでやるのではなくて、

多賀城は一生懸命やっているという姿勢をアピールするところでも非常にいいと思うので、ぜひそういう立場に立って、これからも頑張ってくださいというふうに思います。よろしくお願いいたします。それはいいです。

商工観光課だけでなく、市長の姿勢にも言えると思うのですが、よろしくお願いいたします。

それから、64 ページです。駅が、上り線がことし中に動きそうだという報告がありましたけれども、ちょっと今言うのは遅きに失したかなという気もするのですが、今からでも間に合えば、至急手を打っていただきたいと思っているのが、視覚障害者のための安全対策です。何年前かに、東京なのですが、駅で視覚障害者の方がホームから落ちて、ひかれて亡くなったというような事故が起きました。そのときに、新幹線などには、いわゆる汽車が来ると閉まってしまう、可動柵というのですけれども、それがついていて、多賀城の駅にはついていなくて、危ないから何とかしてほしいという質問をしたような記憶があるといえますか、しました。

そのときには、ホームも短いし、何かできないという話だったのですが、今度のときには、ぜひそういう面で、柵をつけるかつかないかは判断にお任せするのですが、視覚障害者の方のための安全対策はどうなっているのかということをお伺いしたいというふうに思います。電車を利用すると、2 人か 3 人の方が視覚、白いつえを持って、私がお会いする人はですが、お乗りになっていることがたびたびあります。そういう方々の安全対策というのは、全く新しい駅舎になるわけですから、今までと違った流れもあるでしょうし、どういう対策になっているのかということをお聞きしたいと思います。

○鈴木多賀城駅周辺整備課長

今の御質問ですが、通常で言いますと、いわゆる点字ブロックというのですか、床にぼつぼつのを敷いていくという形では、これは当然、今道路でもやっていますし、新しい駅でも当然そういう処置はしますということでございますが、あとは、委員も御存じかと思いますが、平成 18 年に新しいバリアフリー法というのが制定されましたので、それに基づいて公共交通機関である JR 東日本も、基準に基づいて整備していくというふうに考えております。

ただ、先ほど、ホームからの転落ということで、これは正式には可動式ホーム柵という名称らしいのですが、これについては、先ほど委員もおっしゃったとおり、通過する新幹線駅は全部つけるというのがまず前提です。例えば仙台駅のような全停車する新幹線駅にはつけなくて、今のところは、栗駒高原駅とか、いわゆる白石蔵王駅ですか、通過する新幹線がある駅はつけるという方向では今やっているようです。

次に、この在来線ということですが、在来線については、ちょっと JR の方のホームページを見ますと、2010 年、いわゆる来年には山手線、優先順位から言いますと山手線の 2 駅、目黒駅と恵比寿駅でしたか、その 2 駅にはホーム柵をつけるようです。多分それはホームの状況、あるいは混雑の状況を見ながら優先順位を決めて、つけていくのだろうというふうに思いますので、まずは山手線を整備していくというふうにホーム勢については聞いております。

したがって、今のところ多賀城駅については、完成後、どのような状況になるかわかりませんが、今のところは計画はございませんが、あとは完成後の混雑状況とかそういうものを見計らいながら、計画を改めてつくっていくというふうに聞いておりますので、今のところはまだつける予定はないということでございます。

○佐藤委員

在来線にもつけ始まったということは、いずれ多賀城にも来るのかという気はしますけれども、全く、先ほども言いましたけれども、新しいホームになるわけですね。それで使い勝手もわからないということで、本当に障害のある方には、特に目の見えない方には大変な、しばらくはつらいところに行くのかというような気がします。ぜひその点でも、多賀城駅、JRに対して、安全対策をしっかりとってもらえるような働きかけを引き続き強めていっていただきたいというふうに思いますけれどもいかがですか。

○鈴木多賀城駅周辺整備課長

定例的に連立の幹事会、あるいは協議会を実施しておりますので、その都度、そういう要望あるいは協議をしていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、70 ページなのですが、天真小学校、学校の耐震補強事業費という項目でなくて、東小学校が安全管理対策事業費になっていて、強化ガラスというところで、ちょっと補助金の名前がなぜ違うのですかというあたりを、説明を。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

補助金の名称は、要は国の方から来る補助金の名称は、安全・安心の名称は一緒でございます。ただ、うちの方で、例えば天真小学校の場合ですと、地震補強工事ということで、いろいろ、要は骨組みを丈夫にする工事をするというふうなこと。

それから、東小学校については、いわゆる耐震補強は今年度終わりました。終わったのですけれども、実は東小学校の今回、耐震工事にあわせて工事のおおむね3分の2を耐震補強したのですが、その3分の2については、ガラスも全部強化ガラスに入れかえをしました。残りの3分の1は、いわゆる耐震補強が必要がありませんので、一緒のメニューではガラスの補強ができなかったのです。今回、第1次補正の方で、国の方も、耐震補強の申請が多ければ、そちらを優先しますということだったのですが、何せやはり年度末ということもありまして、うちの方でも手を挙げましたら、ちょっと予算上、交付金の対象として取り上げていただきましたので、東小学校につきましては、その残りの3分の1と、それから体育館のガラスの交換を全部一気にやっちゃいましょうと。中途半端で東小学校を終わらせるのではなくて、せっかく今年度やったので、全部一気に終わらせましょうというふうなことで、ガラスの交換というふうなことがメインになりますので、安全管理対策工事というふうなことで計上をさせていただいたと、こういうことでございます。

○佐藤委員

強化ガラスにするという説明が最初にあったものですから、えっ、していないかったのかということと、もう一つ、東小学校の近ごろ頻発しているガラス割られ事件ですね、というところの対策もあるのかというふうに思ったのですが、そういう部分ではいかがなのですか。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

あくまでも、これは地震対策事業ということでございますので、宮城・岩手内陸地震の際もそうだったのですが、いわゆるガラスが割れると、その割れたガラスが落ちてきてけがをする子供がいたと。あとは、逃げる途中でガラスがちょうど斜めになどなっていて、顔

を傷つけたり、体に触れたりしてけがをすることを防ぐために、今回強化ガラスに
するという事です。

強化ガラスは、想像していただきたいのですが、車のガラスと同じで、割れるとばらばら
に、細切れにといいますか、小さな粒に、下にどさっと落ちてしまうというか、ばらばら
と落ちてしまうと、こういうふうな状況になりますので、あくまでもそういった安全管理
上の問題というふうなことで、強化ガラスへの入れかえを進めているということです。し
たがって、投石その他による、例えば金属バットで、だれか夜中に来て、割ろうと思えば
もちろん割れますので、そういった防犯上の交換というふうなことでは、制度上ありませ
んということでございます。

○中村委員長

ここで休憩に入ります。再開は2時20分にいたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 開議

○中村委員長

再開いたします。

○雨森委員

では1点だけお尋ねいたします。資料2の38ページです。防犯対策費の中で、防犯対策に
要する経費、これは安全・安心ということで、市長が本当に強力にアピールされて、いろ
いろとお力を出してもらえるわけですが、高崎廃寺の周辺の安全対策、これはどなたがご
らんになっても、あるいはまた、私は平成3年から議員をさせていただいているのですけ
れども、その当時からも非常に変質者とか、現場を見ていただければわかりますが、
そういうことが議会でも出されておったわけですが、街路灯とか防犯灯、あるいはまた、
何か改善されたかについてお尋ねいたします。

○伊藤交通防災課長

ただいまの高崎廃寺の周辺の防犯街路灯の設置ということでございますけれども、これに
つきましては、地域でそれぞれ設置をし、そして維持管理をするということのようなこと
でございますが、公園内には公園の街路灯がございますし、あと周辺には地区で管理して
おる街路灯もあるということでございます。

最近、変質者等々は、大きな事件、事故等は発生しておらないというようなことで、警
察からは聞いておりますけれども。

○雨森委員

そうですね、何か大きなことが起きて、事件があり、あるいはまた事故が起きてから腰を
上げるというのではなくて、私、できるできないは別にしましても、あそこに防犯カメラ
を2台ぐらい設置すると。そして、やはり夜中、結局、市民の協力というのが、やはり日
中とか夕方でありまして、夜の11時過ぎますと非常に、それでなくとも非常に前市長さん
の近辺は、非常に恐ろしいというのか、通勤、通学、まあ通学はしないでしょけれども、
いずれにしても、男性でも女性でも恐ろしい場所だと思っているのです。

ですから、一度そういったことも考えて、検討してみられたらどうかと。とにかく事件、事故が起きてから取り組むのではなしに、今すぐできるできないは別にしましても、しっかりと取り組んでいくということが必要ではないのかと思うのです。

ちょっと、この間のマンモス坂の件でございますけれども、ちょっと違いますが、やはりあれも8年ぐらい前に大きな事故がありまして、私、朝の9時ごろまで交通整理したことがあります。当日も朝3時ごろ通りました、危ないな、きょうはマイナス4度ぐらいだなというふうに感じておりました。運悪くああいうような事故が起きてしまったのですけれども、そして、では本格的にやろうという、今、市長はお考えのようではありますが、何か起きないとなかなか腰が上がらないと感じますので、ぜひこの高崎廃寺の防犯対策をしっかりとこれから研究していただきたいと思っておりますがいかがでございますか。

○伊藤交通防災課長

前段の、防犯カメラの設置をしたらいかがかというような御質問ですが、その犯罪、不審者、自分の姿が撮影されるというようなことは、一番犯罪者にとっては嫌うということなので、一番効果的な設備であるとは私も考えますが、設置するということになると、費用、それからそれを維持管理をだれがするのかというようなこともあろうかと思えます。

高崎地区では、御承知のとおり、市内でもとりわけ高崎地区の区長さんを中心に、防犯活動を大変盛んに行われている地区でもございますので、いろいろな場面でネットワークの協議会等も設立、昨年いたしましたものですから、それらの中で効果的な犯罪の抑止についてこれからも協議してまいりたいとこのように思っております。

○雨森委員

ぜひお願いしたいのですが、そのまま、そういう状態で今日に来ていると思うのです。ですから、課長おっしゃることもよくわかるのです。しかし、毎日その道を利用している、生活道路として活用していらっしゃる方々が、非常にやはり危険だなというふうに皆感じておられると思うのです。ですから、だれが管理するとか云々とかということはまた別に置いて、まずそれを前提にして物を考えていく、やらないことを前提にして物事を言うのではなしに、やはりどうだろう、どうだろう、どうだろうということをいろいろと検討して、そしてその中から何かを求めていかないと、あの部分はそのままの状態になっていく。市民の皆さんからも声が出ているのです。はっきり申し上げますけれども、ですから、ぜひ、市長、ひとつ安全・安心、そのお考えの中でいろいろとお考えいただきながら、市民の皆さんの生活の安全を守っていただきたい。そのように要望します。お願いいたします。

○藤原委員

資料3の25ページです。こここのところで二つほどお尋ねいたします。

一つは、あかね保育所保育及び調理業務の契約の問題です。これは要するに来年度から所長も含めて完全委託するということだと思えます。どこに委託する予定なのかということをお答えください。

○小川こども福祉課長

今までいろいろな経緯がございまして、株式会社大新東ヒューマンサービスというところが、これまでの受託を行っております。

それで、今後とも、子供の継続ある、安定した保育ということと、現在の保育士さんの雇用の安定ということを考えますと、平成 21 年度につきましても、当該事業者へ委託するのが妥当なのかというふうに考えております。

○藤原委員

その大新東ヒューマンサービスというのは、社会福祉法人ですか、それとも株式会社ですか。

○小川こども福祉課長

株式会社でございます。

○藤原委員

株式会社に委託するのはふさわしくないということは、指定管理のときからずっと指摘をし続けてまいりました。やるとしたら社会福祉法人に限定をすべきだと。

それはなぜかと言いますと、保育業務以外で事業を失敗して、保育業務をぶん投げるといいますか、捨てるといいますか、そういうことが今、あちこちで起きているのです。

大体、多賀城市が最初にそのあかね保育所を学校法人高橋学園に委託したわけですね。指定管理でゆだねたわけですね。そこが保育事業で失敗したのではなくて、学校事業で失敗して、できなくなりましたと、1 カ月も間がない状態で、10 月 1 日から、「できません。市で受け取ってください」ということで、返還されたわけです。

それから、今、首都圏で、ハッピー何とかでしたかちょっと忘れたのですが、やはり指定管理を受けて、ほかの事業で失敗して、もう 1 カ月後から、「できません」というようなことが、あちこちで起きているのです。保育の仕事を専門にやっている社会福祉法人であれば、そういうことはあり得ないのです。

私は、多賀城市が株式会社にそういう保育所をゆだねるといのは、非常に大きな問題だと。これはやるべきではないというふうに思っているのですけれどもいかがですか。

○小川こども福祉課長

あかねに関しては、その平成 18 年 10 月から、突然の辞退ということもありまして、緊急対策的に現在の会社の方をお願いしたという経緯もございます。児童の安定とか保育の継続性、それからあと、その当時雇用されていた保育士さんたちの安定した雇用の継続ということも踏まえた上で、今現在なっている関係もありますので、あかねの部分については、当分の間はやむを得ないのかというふうな考え方を持っております。

○藤原委員

緊急避難措置として、これはもうこうせざるを得なかったという流れの中で、そうせざるを得なかったというのは、それでわかるのです。

ですから、まず最初が間違っていたのですね。学校法人にゆだねたこと自体がまず間違っていたのです。

ただ、その方向性として、今後もしそういうことがあるにしても、社会福祉法人以外にはゆだねないと、それ以外にはやるべきではないと、何が起るかわからないと、そういうふうな考え方は持っているのかどうかという点はいかがですか。

○小川こども福祉課長

これまでの経緯も踏まえまして、あと今後のアウトソーシングに当たりましては、社会福祉法人の方の限定したような、アウトソーシングの見直しの計画の中で、そういう方向性で持っていきたいというのが、私どもの担当課の方の考え方としては持っております。

○藤原委員

それから、株式会社に委託した場合に、あかね保育所の業務は、その業務として単独の経理がなされるものかどうかと。それから、予定されていた人件費がきちんとその職員の人たちに行き渡っているのかどうかと。あるいは、食材費等がきちんと食材費として使われているのかどうかと。そういう問題についてはきちんと市の権限として監査できる体制なのかどうかと。だれがそれをつかむのかということなのですが、その点についてはいかがですか。

○小川こども福祉課長

会計区分につきましては、社会福祉法人ではありませんので、今現在、株式会社ということでございますので、明確にあかね保育所のみだけというふうな形での区分けはされていないというふうに私は理解しております。

ただ、今後、やはりその辺の部分についても、どういう経理の仕方なり何なりという部分についても、できるだけわかるような範囲での経理の仕方なり、そういう資料の提供なりを今後受けていきたいというふうに考えております。

○藤原委員

そうすると、例えばそのあかね保育所の費用ですよということで委託しても、それがどのくらいあかね保育所に使われるのかというのは、会計処理上はわからなくなるような会計になってしまうのだと。株式会社だと。そういうふうに受けとめてよろしいのですか。

そうすると、本当にこちらが記載した仕事をやってくれるのかどうかというのがわからなくなってしまうのではないかという気がするのですけれども、その担保はあるのですか。保証されるのですか、それは。

○小川こども福祉課長

経理上の問題は別にしても、これまでも何回か、年に1回程度ずつ、保護者アンケートとかそういうものをやらせていただいております。その中で、やはり保育がきちんとやられているかどうかというような評価はさせていただいておりますので、今現在、皆さん、満足された状況での回答をいただいているところでございます。

○藤原委員

これは、株式会社に委託をせざるを得なくなったというのは、これは役所の立場としても臨時的な、不正常的な状態だということですね。ですから、あるべき方向としては、社会福祉法人にしていきたいということなので、これはできるだけ早く解決をしていただきたいというふうに思います。

それから、同じ資料3の25ページなのですけれども、駅前の自転車駐輪場の管理業務の問題です。466万2,000円。この間、共産党の議員団としてシルバー人材センターの、これはシルバー人材センターですね、違いますか。違ったら失礼なので。

○佐藤道路公園課長

管理はシルバー人材センターの方に委託しております。

○藤原委員

それで、3人でシルバー人材センターの勉強に行ってきました。市が1,300万円補助金を出していますね。それ以外に国から1,300万円、シルバーの方に直接補助金が行っています。ですから2,600万円補助金が行っているわけです。

それで、なぜこんなに補助金を出さなければいけないのだろうというふうに、ちょっと疑問に思っていたところもあるのですが、行って、説明を受けまして、非常に納得をして帰ってまいりました。

それから、国の1,300万円の補助というのは、市が出した分の枠内で出すということなので、市が補助金を1,000万円に減らしてしまうと、国も1,000万円の枠内でしか出さないということになるので、例えば多賀城市の一般会計がきつくなってきても、1,300万円は減らさないで、場所代としてもらうようにいろいろ知恵も絞って、国からの金も引き出すというような努力もされているようでして、感心して聞いてまいりました。

なぜこういう補助金を市がシルバーに出すかということについても、非常に納得して帰ってきたのです。

それは、シルバー人材センターというのは、臨時的かつ短期的な就業についてあつせんしたり、働いてもらうところなのです。この臨時的かつ短期的な就業というのは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の中の第6章に、シルバー人材センター等というのがありまして、その第1節にシルバー人材センターの規定があるのです。その中に、繰り返し、繰り返し出てくるのは、「臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易な業務」についてあつせんすると、そういうことです。これは本当に何回も何回も出てきまして、いわばシルバー人材センターというのは、そのキーワードが「臨時的かつ短期的」なものなのです。

ところが、私が疑問に思うのは、例えば駅前の駐輪場の管理業務というのは、多分休みなしにやっているのではないかと思うのです。365日、うるう年には366日、朝早くから遅くまで、間断なくやっているはずだと思うのです。

そうすると、シルバーの仕事というのは、先ほども言ったように、臨時的かつ短期的な就業なのだけれども、これはまさに恒常的そして長期的な仕事ではないかということになるのではないかと私は思うのです。

それで、シルバーというのは、最低賃金制も該当しないですし、最低賃金制に拘束されないのです。なぜかと、それは臨時的、短期的な就業ですから、雇用関係ではないので、最低賃金制も無視していいのです。650何円とかと決まっているのですけれども、それも無視していいのです。それから労災ももちろんありません。それはなぜかと、臨時的かつ短期的な就業だからなのです。ですからそういうものが一切ないのです。最低賃金制など守らなくていいですし、労災もないのです。もちろん失業保険もないのです。

それで指揮命令権もないのです、シルバーは。それはもう仕事の発注者とシルバーから派遣されていった人との信頼関係で仕事をするのであって、そのシルバーが請け負ったのに、シルバーから派遣された人がきちんと仕事をしなかったなどと、責任を問われて、シルバーの事務局がその派遣した人を指揮監督すると、そういう権限もないのです。シルバーというのはそういうものなのです。

それで、そういうものから照らすと、この恒常的かつ長期的な仕事をシルバーに願いますというのは、シルバーの趣旨とはちょっと違ってきているのではないかという、シルバーが問題だというより、市の方がシルバーに発注するというのは、そのシルバーの本来の趣旨からすると、ちょっと趣旨が違っていているのではないかと。これはきちんと40代、50代でもかかわりなく、仕事が、働きたいと思える人は働けるような雇用機会を与えるべきではないかというふうに思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○永澤介護福祉課長

ただいま委員御指摘のとおり、その雇用関係にならないように、シルバー人材センターの方でも、恒常的な雇用にならない、ではどうすればいいのかということで、従事する方を次々に取りかえる方法で現実的には対応している。ただし、何週間かたつと、また戻る、そういった形で行っております。

確かに、法律の趣旨からいくと、非常に問題は抱えてはいるかとは思いますが、ただ、高齢者に仕事を供給するという大きな目的がございますので、そこでのすみ分けといいますか、その辺でシルバー人材センターも非常に苦慮しながら、事業を行っている現状がございます。

○藤原委員

その臨時的かつ短期的ということに触れないように、今、課長がおっしゃったように、シルバーの側は1年幾らと受けるのだけれども、その1週間を何サイクルだかに分けて、そういうふうにやっているらしいのです。そうやって、ここに触れないような就業の形態にしているというのは聞いてきました。

ただ、なぜ国と市が合わせて2,600万円も補助金を出しているのかと、それは、やはり臨時的、短期的な就業しかだめなのだ、ですから、もともと仕事のあっせんをシルバーで幾らやっても、採算がとれるはずはないのです。恒常的、長期的な仕事はだめなのですから、ですから採算がとれないので、それが最初からわかっている、国と市合わせて2,600万円の補助金を出しているわけです。ですから、そういう意味からすれば、私は、やはり法の趣旨に照らしてどうなのかというのをやはり考えざるを得ないのです。

まあ、急いで結論を出せとは言わないので、法の趣旨からして一体どうなのかということ、ぜひ検討してほしいと。

それから、シルバーにやってしまうと、もう60歳以上の人しか働けないですから、今、首を切られたりなどして、40代の人も50代の人も仕事をいっぱい探しています。ですけれども、シルバーでは、シルバーが受け取った以上は、もう60歳以上の人しか働けないのです、ここは。ですから、それで本当にいいのだろうかという問題について、ぜひこれは検討してみたい。

それから、もう一つ、役所の掃除は別なところですか、少なくとも社会福祉協議会はシルバーに掃除をお願いしているようです。掃除も、これも恒常的、長期的なのです。いろいろな施設を掃除してもらうというのは、これも果たしてどうなのかというのが私はひっかかるのです。ですから、これも法律に照らしてどうなのだろうかということは、ちょっと検討してみたいなと。そして55歳ぐらいの人でも、58歳ぐらいの人でも、働ける機会をつくってあげたらどうだろうかというふうに思うのですがどうでしょうか。

○永澤介護福祉課長

委員おっしゃる面も非常に強いかと思えます。ただ、幅広い高年齢者にそうした一時的な仕事と申しますか、それを供給することが、法律で認められているのも、シルバー人材センターの一つの機能でございます。その調整をどうするのかということについては、やはり昔からある問題だとは思いますが、今後とも解決していかなければならない問題と理解しております。

○藤原委員

当面はこれでやっていきたいということですが、私は、委員の皆さんも、私もこの間行って、初めてわかったのです、恥ずかしながら。26年議員をやっていますが。

ですから、その高年齢者等の雇用の安全等に関する法律をぜひ当局も議会の皆さんも勉強して、これで本当にいいのだろうかということは、ぜひ検討してみる余地はあるのではないかと、問題提起だけしておきます。

それから、かといって、シルバーに、その臨時的かつ短期的な仕事をあちこちからいっぱい見つけてきて、一生懸命頑張ってほしいという気持ちは変わりませんから、それは誤解なさらぬでいただきたいというふうに思います。最後にもう一度。

○永澤介護福祉課長

お気持ちは理解できましたので、こちらもそのつもりで検討してまいります。

○藤原委員

最後にもう1点ですが、資料2の36ページの、市民活動団体活動助成金ですが、これがNPO法人も含まれていますね。まずその点について御答弁ください。

○片山地域コミュニティ課長

NPO法人は含まれてはおりません。（「含まれている、いない」の声あり）済みません。NPO法人の資格をとっている団体は含まれております。

○藤原委員

ですから、NPO法人もこの助成金を受けている団体があるということでしょう。もう一回。

○片山地域コミュニティ課長

済みません。そのとおりでございます。

○藤原委員

その際、NPO法人の役員に議員の人がなっているか、なっていないかというのは、補助金を出す側としては全然気にしていませんか。

○片山地域コミュニティ課長

助成金の決定に当たりましては、公平性をということで、総務部長も入ってはございますけれども、市民の市民活動の有識者といいますが、そういった方々に審査をお願いしまして、提出書類、そういったものをすべてチェックの上で確定してございます。

○藤原委員

いや、それはわかっていますけれども、議員の方が役員をやっているか、やっていないかというのは、役所としては全然気にしていないのかということです。

○片山地域コミュニティ課長

役員をやっているからということで、それを排除するという考えは全くございません。

○藤原委員

実は、去年の11月でしたか、宮城県の市議会議長会で研修会があったのです。大塚康男さんという方が来て、講演会をやっていました。その方が、議員が役員をしているNPO法人が役所から仕事を受け取った場合、委託を受けた場合に、契約をした場合に、その場合は兼業禁止に当たって、議員は失職になるのだという話をされていました。そういう認識はありましたか。

○片山地域コミュニティ課長

委託の関係については認識してございます。

○藤原委員

それで、この場合は、助成金だから、補助金だから、すぐに違法ということにはならないですね。ですから、大塚さんもそういうことは話をされていました。

では、違法だから、では補助金をやるNPO法人の中に、議員の方が役員になっていて、補助金だから、では何も問題がないのかということになるのかどうかという問題です。これは、前に、12月議会でしたか9月議会だったか忘れましたが、指定管理者の問題をしましたね。法律上は、市長が、個人たる市長や、それから議員や、それから各種の委員を指定管理の対象として選んでも、自分が仕事を受けても、違法ではないというのが政府の見解です。では、違法かどうかというのは、違法ではないからといって、当時、議長だった鈴木康弘さんにあかね保育所をゆだねたわけです。違法ではないからといって。

ですけれども、現在の時点での認識はどうかというと、違法ではなくとも、やはりそれはふさわしくないと。ですから、役所が指定管理する対象からは、市長を初めとした市の幹部や、それから議員や各種の委員には、やはり対象にしない方向で検討するのだという答弁がこの間ありました。

ですから、それからすると、議員の方が役員をしているNPO法人に、補助金ということであっても、出すということについては、これはやはり市民の皆さんがいろいろ考えるようにならざるを得ないのではないかと。その団体は立派な活動をしているのはわかっています。ただ、私はやはりこの法の精神という点からいって、違法ではないにしても、道義的に道徳的に一体どうなのだろうかということは、先ほどの指定管理の問題ともあわせて検討してみたいというふうに思うのですけれどもどうですか。もう検討の余地はないのか、大塚さんの本等も研究してみて、ちょっと検討してみたいというあたりなのか、その辺について回答をお願いします。

○片山地域コミュニティ課長

この事業につきましては、助成期間を3年間ということで限定している、いわゆるサンセット方式ということでございまして、各団体とも、行政あるいは企業活動だけでは解決困難な問題を、そういった地域課題に対して先駆的に取り組んでいる姿勢ということ、大変評価できることだと思います。地域づくり活動を行うのに、議員だったりあるいは行政

だったり、全くそういった垣根はないというふうを考えておりますので、議員の方々が入っているからということで、団体の対象から外すということは一切考えてございません。

○藤原委員

いや、私は、委託の場合には、兼業禁止事項に当たって、失職になってしまうのです、委託の場合には、それは認めているわけでしょう。

例えば指定管理の場合は、皆さん方が、私は問題提起して、見直し始めたのですけれども、指定管理の場合には、政府は「いいよ」と、「公人たる市長が私人たる市長に、自分に仕事を与えてもいいのだ」ということになっているけれども、指定管理は、それでも皆さん方は見直しすると言うのでしょうか。今度のNPO法人の件は、もし議員が役員を兼ねているNPO法人が委託契約で仕事を取った場合には、いろいろそのほかにも条件はあるけれども、失職になってしまうのです。単なる指定管理よりもっと事は重大なのです。そのケースの場合は。

ですから、そういうときに、ただ単に違法ではないからといって、何も感じないというのは、ちょっと私は鈍感過ぎるのではないかというふうに思うのですけれども。まあ、最近、鈍感力などというのがはやっていますけれども、ちょっとそれは鈍感過ぎるのではないかと思うのですけれども、最後にもう一回。

○片山地域コミュニティ課長

私は、いわゆるその地域づくりという視点からお話を申し上げていまして、そういったNPO団体の方に委託とかということについては、その際には当然、そういった禁止については確認をするわけでございますけれども、地域づくりを行うということで、ただ議員だからとか、そういったところで排除するという考えはないというふうに申し上げたということでございます。

○森 委員

資料2の36ページ、中心市街地活性化事業に要する経費、それから、68ページの、避難所標識等設置工事の2点についてお伺いいたします。

まず、説明の中で、民間事業を実施しなかった、民間事業として実施しなかったというふうな内容の補助金でした。どのようなことを考えていたのか、なぜ実施しなかったのか、理由をお伺いいたします。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

お答えいたします。

この中心市街地活性化支援事業補助金、中身には二つメニューがございます。一つは、中心市街地活性化協議会の運営費補助金というメニューを一つ用意してございました。これは、いわゆる多賀城駅前の中心市街地活性化基本計画をつくる際に、法律で義務づけられている活性化協議会、これは市はオブザーバーで入るのですけれども、いわゆるまちづくりの住民の団体の方々が構成する協議会をつくるときに、その運営費用として補助金を出しますというメニューが一つでございます。こちらが10万円ほど当初予算で予定をしてございました。

残念ながら、今現在の時点では、この協議会の立ち上げに至らなかったということで、今回、執行残ということで補正をお願いするものでございます。

ただし、この協議会の設立に向けまして、現在、準備会というものをつくってございます。実はそもそも「まち・みらい多賀城」があったものですから、すぐ協議会が出来るだろうということで、予算化しておったのですけれども、「まち・みらい多賀城」が途中でなくなってしまったということで、また一からのやり直しという部分がございまして、今、準備会というものを立ち上げて進めているというところでございます。

もう一つは、戦略的中心市街地活性化事業補助金、こちらが 35 万円ほど予定してございます。こちらにつきましては、基本的に、基本計画、これは総務大臣の認定が必要なのですが、けれども、この認定を受けた人々がソフト事業をするとき、どんなソフト事業かといいますと、例えば空き店舗対策ですとか、あるいは駅前を中心に何かイベントをするというようなときに差し上げる補助金ということで、35 万円を予定してございましたけれども、基本的に認定にまで経過が至らなかった。これは認定の前段で、申請をすれば、取り扱われる可能性もあったのですけれども、残念ながら申請までにも至らなかったということで、まだその多賀城駅前、長崎屋あるいは鉄道高架事業でまだ混沌としていて、なかなか活性化につながらないというのが現状であったろうというふうに思っております。

○森 委員

二つのメニューがあると。内容ですが、1 点については、今後の取り組みを考えていると。次に、戦略的な 35 万円の金額が出ていたのですが、実際もう駅前を使っただけの民間の、ないし市民団体が活動している。なぜこのような団体が利用できなかったのか、その辺のところを説明をお願いします。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

単なる活性化につながるイベントということではなくて、あくまでも認定計画に基づく事業ということになりますので、その認定計画自体がまだ固まっていないというので、今年度中にできなかったというのが主たる理由でございます。

○森 委員

その認定計画はどこで、この補助金のもとには国、県、それとも市、どちらなのでしょう。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

財源的な話をしますと、この補助金につきましては、経済産業省から交付される補助金でございます。

それから、認定計画はだれがつくるのかというと、これは多賀城市がつくるということになります。ただし、多賀城市がつくるときに、先ほど申し上げました中心市街地活性化協議会、地元の方々でつくる協議会に十分意見を聞いて、その意見を反映させた計画をつくりなさいというのがこの制度の趣旨でございます。

○森 委員

そうしますと、活性化協議会ができなければ、この戦略的な補助金も使えないというふうな、連動しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

では、この段階で補正で削減してしまったのですが、計画を立てるときにはまだ見えていなかったと。どういうふうなことで、予測計画等がちょっと不透明だったのではないかと。いうふうに思います。

ただ、今後、この活用の仕方は非常に有効的でありますので、ぜひまた綿密に、ないしその計画をスピードを上げてやっていただければいいのかというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

次に、68 ページの、避難所標識等設置工事というふうなことで、非常にありがたい標識ができて上がるのだなというふうなことであります。これについてなのですが、学校を含めて避難所がございます。そのほか、主なところないし、その基準、それから箇所、その会場と言ったら変ですが、避難所の案内板なのか、避難所への案内板なのか、両方なのか、そのこのところを何カ所ぐらい設置するのか、具体的に教えていただきたいのです。

○伊藤交通防災課長

お答え申し上げます。

この今回の補正で計上しておりますのは、ただいま委員おっしゃったように、市内の小中学生、施設にいたしますと 21 施設、それから箇所でございますけれども、標識等は 33 基を予定しております。

○森 委員

あくまでも避難所だけの、とりあえずは、当面、この補正についてはと。

ここまでの、避難所までの案内板というのは考えてらっしゃるのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

小中学校等は施設が広うございますので、避難経路とあわせてその施設の案内板というようなことを含めて、計 2 基を設置をいたしてありまして、地区公民館等の敷地、施設が小規模のものについては、その指定避難場所であるということを表す標識を設置したいというふうなことで考えております。

○森 委員

防災関係で、非常に多賀城市に関しては積極的に取り組んでいただいて、まず避難所の認識は多分高いとは思いますが、何しろ外部から流入される方が非常に多いところでもあります。これは毎年、毎年、それこそ飽きずに告知の部分を本当に念入りにやっていかないと、高齢者も多うございますし、その辺では、後ろにきょうは河北新報の記者もいらっしゃいますし、ぜひぜひこの標識ができたということ、大いに周知徹底させていただければというふうに、ここまで行くことが大事なので、なかなか、小さい子がいる家はいいのですけれども、お歳を召された方が来られると、非常にわかりにくいかと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○伊藤交通防災課長

ただいま申し上げましたのは、このたびの補正では、ただいま申し上げましたとおり、21 施設の 33 基でございますけれども、明年度平成 21 年度、新年度につきましては、ただいま委員お話になったとおり、災害支援協定で、今年度、昨年、市内の各民間の施設、いわゆる津波避難ビル等と、民間の方々から災害支援協定を締結をいたしております。それらの津波避難ビル等を含めまして、新年度に予算を計上いたしておりますので、御審議方お願い申し上げます。

○伏谷委員

まず 1 点目なのですが、52 ページの、保健衛生普及に要する経費ということで、AED の件に関して伺います。もう 1 点は、先ほどの相澤委員の関連で、商工会の方の融資金の方に
関して伺いたいと思います。

まず、初め、この AED、先日の説明会でもあったように、これはフクダ電子さんのということだ
と思うのですが、22 台の設置、小学校それから保育所、老人医療施設ということなの
ですけれども、私も一回ちょっと講習を受けてみたのですが、なかなかやはりこれ
を使用するというと、非常に度胸が要るといいますか、どんなものなのかなという非常
に不安が想定されると思います。

各施設管理者と伺いますか、管理する方がどのような講習を受けるのか、それと、講習を
受けるその日数も含めて、絶えずチェック体制を整えていった方が、よりこういったもの
に対して円滑に使用できるかと思うのですが、その辺に関して御意見を伺わせてい
たきます。

○岡田健康課長

ただいまの御質問でございますけれども、AED 操作の講習というふうなことににつきまして
は、平成 17 年度から始まっているのですが、職員に対しての、あくまでもこれは希
望という形で普通救命講習会ということで、総務部の人事の方で募集をいたしまして、消
防署の方で講習を受けるものでございます。

今までに、今年度を入れまして、この講習を受けた方は 99 名、職員ではおります。これ以
外の講習で、自分で受ける職員も健康課などにはおりますので、100 名は超えていると思
います。そういうふうな状況でございますけれども。

○伏谷委員

どれだけその講習を受けたかというその実数だと思いますので、回数ではなくて、やはり
ある程度強制的なこういった講習を受けるということも必要になるかと思うのですが、
その辺に関してはいかがでしょうか。

○岡田健康課長

ただいまの御質問の趣旨でございますけれども、1 回受けて、それからまたもう一度、復習
のような感じの講習を受けた方がいいのではないかとこのようにございませうか。
(「はい」の声あり)

それはあくまでも職員の自主性といえますか、にゆだねられるかというふうにも思うので
すけれども、その辺はあとは、今後どのようにするかにつきましては、検討しなければな
らないかと思えます。

○伏谷委員

では、あくまでも自主性ではなくて、置いているものを使用できないと、それはただ無用
の産物になります。その辺に関して、使用できるような状況に整えておいた方がいいの
ではないかというふうな話でございます。

○内海保健福祉部長

委員が指摘のとおりでございます、実際その使えないものを置いておいても仕方がない
のです。ですから、伝達講習というふうな形で、職員一人ひとりに、例えば施設に置く例

が今回の場合、非常に多いわけですが、その辺も、保育所を含めて、周知徹底を図って、施設ごとにそういった形の伝達研修、訓練をするように指示をしたいと思います。

○伏谷委員

よろしくをお願いします。

それと、この融資制度の問題、先ほど相澤委員の質問の中でも、かなり応募者が多いといいますが、相談に来ている方が多いということなのですが、本当に日に日に、この社会情勢を見ますと、経済ということに関しては、本当にどうなっていくのかというそういう不安な要素が高まっています。きのうも何か商工ファンドがどうのこうのという話もあったので、あれを単一的に見るのではなくて、ああいうことが一つ起きると、本当に芋づる式に、そういうふうな融資制度がどうなっていくのかということも含めて、かなり危惧する部分であります。ここに対するこの審査基準というの、かなりやはりある程度のところがあれば、この融資制度を受けられないということがありますが、今後状況が進むにつれて、その審査基準というの見直しということは考えられるのでしょうか。

○高倉商工観光課長

昨今の未曾有の不況状況を、恐らく今後しばらく続くのではないかという見通しが、大体そういうふうにとらえておられる方が多いのですが、多賀城市のこの融資制度につきましても、非常に昨年とことしを比較してみても、相当やはり利用される方が多いというふうなことでございまして、今回はそういう意味ではその枠を広げて、そして、今現在ですと、当初予算で持っている融資の枠を超えるくらいの状況になってきているという状況からすると、やはり利用しやすいような形にしていきたいというふうに考えております。

一方、それは国の方のセーフティネットの関係の保証制度については、ある一定の枠取りをしておるのですが、そういう枠の中で、それもそんなにハードルの高い枠ではありませんので、したがって、現在の借りている状況を見ますと、今の状況で十分市内の企業の方々に対応していただけるのではないかというふうに考えております。

○伏谷委員

わかりました。

最後なのですが、先ほど藤原委員の質問に対して、ちょっと確認をお願いしたいのですが、NPO 法人を取っている市民活動団体に入っている議員が、というふうなたしか設問になっているかと思うのですが、（「役員をしていると言っているの、入っていると言っているのではないです」の声あり）役員ですか、それで、その NPO 法人を取っている団体に入っている役員はいるのでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

現在、6 団体の助成がございまして、そのうち NPO 法人を取っているところも 1 団体ございまして、そちらの中にはいらっしゃいません。

○伏谷委員

いないということで確認させていただいたわけなのですが、NPO 法人という部分と、NPO というふうな理念を持ってというふうなところで、多分解釈的なところも違うかと思いますが、NPO 法人を取っていると、やはり役員選定が 10 人以上、その 10 人以上の上の 3 人に報酬を渡せるというふうなことがあるので、その法人ということで、多分、藤原委員の方は設問に入ったのかと思いますが、NPO の理念を持ってということで進めている団体

が、市民活動をしているということでとめさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○雨森委員

最後に一つだけお尋ねいたします。資料3の25ページ、あやめ園に関する事業についてお尋ねしたいのですが、あやめまつりというのは昭和何年ごろから開催されておりますでしょうか。

○高倉商工観光課長

昭和62年からです。

○雨森委員

そうしますと、約20年ぐらいですか、継続されている。昭和62年ですか、平成に入る前ですね。

なぜこういうことをお尋ねしたかといいますと、私、個人的な考えかも知れませんが、そろそろあやめまつりを見直してはどうかというような感じがするのです。というのは、昭和62年ですか、バブルのころか、あるいはその終わった前か、いずれにしても、日本の世の中非常に景気もいいし、財政も豊かでありました。しかし、今日、非常に時代も変わりまして、厳しい財政あるいはまた市民生活におきまして非常に厳しい時代に入っております。

それで、この助成を見ますと、年間約2,000万円の金がそういったあやめ関係に使われているのです。できれば、率直に申し上げましたら、一度そういったものを、見直す、見直さないは別にして、そういったものをよく検討しながら、その2,000万円というお金を基礎にして、新しい時代の多賀城の祭りをつくるという基金の一つにして、根本的にちょっと考え直してはどうかと。

経済効果におきまして、多賀城はたしかに皆さんに見ていただくのはいいのですけれども、入場料も取れないし、ただ見ていただくでしょう。きれいだと、確かに多賀城はいいのです。しかし、見るのはいいのですが、やはり何か多賀城にメリットが、そういった経済効果とかそういうものがなければ、これからの厳しい社会になかなか大変だと思います。ですから、一度そういう、あやめまつりも、規模は別にして、祭りの一部にして、やはりしっかりと市民総参加のお祭りをつくるというようなことを考えてみたらどうかと思うのですがいかがでございますか。

○高倉商工観光課長

あやめまつりは、昨年、21回目のお祭りでございますが、ことしも実は計画をしておりますが、あやめまつりと一口に言っても、その昭和62年の段階で、やはり多賀城の多賀城らしいまちづくりといいますか、それと、市民がこぞって参加できるようなお祭りというふうなこと、それから、やはり多賀城の史跡の活用というふうな、かなり壮大な想定のもとにお祭りが発生したのだらうというふうに私は思っております。

やはり歴史に富んだまちですから、お祭りにしても、そういう今までの培ったものをやはり大事にしていくと、それで全くそれをやめるということではなくて、委員も前にお話しされたことがあります、それにいろいろな要素を加えていったらいいだらうというふうなことにつきましては、私もそのとおりだと思っております、ですから、せつかくその

20年間の培ってきたその環境、あるいはその整備に投入したお金を、やはりそこですばつとやめるのではなくて、やはりそれを生かしたお祭りにしていくと。

市民がやはり、年に何回かはそういうお祭りに参画をする、こういう時代だからこそ、私はそういうお祭りというのは大事ではないかというふうに思っておりますので、今のところ、全くやめる考えはありません。

○雨森委員

今、課長のおっしゃるとおり、確かにその完全にやめるというのではなしに、やはりその祭りの中の一つの要素といいますか、枝葉にして、それで市民総参加といいますか、やはり花の好きな方は見に行くのだけれども、そうでない人は、「知らないよ」というような方が、恐らく多賀城市民の3分の1ぐらいいらっしゃると思うのです。現場に行ったことはないのだというような話も聞きます。ですから、2,000万円というこのお金は非常に大変だと思うのです。ですから、そういった資金を生かしながら、やはり官民一体となって何か起こしていくということが、これから問われるのではないかと思います。

やはり多賀城のアヤメというのは非常に有名で、確かにおっしゃるように太宰府市に行きましても、向こうの方は、「アヤメがきれいだったよ」というようなお声も聞いております。仮に太宰府市の場合は1日で6万5,000人のお祭りを、市民まつりをやると、1日です。そのような官民一体となったお祭りづくりというものも現在行われているようではありますが、なかなかそこまではいかないのですけれども、そういったことも踏まえながら、今後御検討願いたいと思います。

○松村委員

2点お伺いいたします。まず、1点なのですが、70ページ、72ページの、学校の耐震補強事業についてお伺いいたします。これは第1次補正予算の中で、安全・安心な学校づくりの交付金を利用して、市としていち早く手を上げて、今回、平成21年度、22年度でやる予定だった耐震工事を、前倒しでやっているというふうな御説明だったと思いますが、それで、これは平成21年度で全部終わるのか、それとも、その残りもあって、22年度でまたあるのか、その辺をまずお伺いします。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

お答えいたします。

天真小学校につきましては、2カ年度事業で実施をしたいというふうに考えておりました。

主な理由といたしましては、当然、教室を子供たちは移動しながら歩いてきたのです。教室を空けたところを耐震工事に入らなければいけないというふうなことがあります。そういったことから、学期の途中で移動したりというふうなことはなかなか難しいので、できれば、例えば1学期は1期校舎を使って、2期校舎を改築するというふうな形で計画をしていかなければなりません。

単年度でやろうとすると、城南小学校のようにプレハブをつくって、移動していただいて、校舎を一気に改築するという方法はありますが、膨大な経費がかかるものですから、当然2カ年度事業で計画を立ててやっていかざるを得ないというふうなことで、計画を立てさせていただきました。

そのうちの平成21年度分を、今回は補正でというふうなことでお願いをさせていただきます。

○松村委員

多賀城第二中学校はいかがでしょうか。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

第二中学校も考え方としては全く同じでございます。

○松村委員

本当に、全国の小学校、中学校の耐震率がかなり低い中、本市がこのように手を挙げまして、いち早く取りかかるという事業にまず評価したいと思います。

それでなのですが、この耐震工事のメニューというのですか、どのような工事なのか、私、余り専門的なことはわかりませんが、どのようなものが入っているのか、大ざっぱでいいですので、教えていただきたいと思います。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

今回、その設計を基本設計と実施設計ということで組ませていただいておりますが、天真小学校を例にとりますと、いわゆる鉄骨ブレースという、M型に近いようなそういったものを38カ所、それから耐震壁、いわゆる壁の補強が5カ所、そのほかに、天真小学校につきましては大規模改修というふうなことで、例えばトイレの改修、天井や床、それから給排水設備、電気設備、床、そういったものを大規模工事で改修する予定であります。

なお、第二中学校も同じなのですが、いわゆるそのRC構造の建物、60年なり70年持たせようと、もう既に三十数年過ぎているのですが、60年で計算をすると、もう二十数年で建てかえという時期がやってくるのかもしれませんが、せっかく今回そうやって補強で直すのであれば、今から30年ぐらいいは持つような補強にしようということが一つ。

それから、仮に70年間学校を維持しようとしたときに、机やイスは70年持つのですかという問題があります。もう既に30年以上、机やイスを使っておりますので、机やイスも、生徒の机もこれから30年使えるように全部取りかえるとか、そういった大規模改修を今回、天真小学校も第二中学校も考えております。

○松村委員

そうすると、この第二中学校、天真小学校が再来年ですか、平成22年度に終わりますが、それで本市の場合はあと終わりでしょうか。まだ残っていますか。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

耐震化工事につきましては、この2校が完了すると、100%というふうなことになります。

なお、これまで、今回は天真小学校や第二中学校は、そういったことで、これからの寿命を延ばすためにも大規模改修を同時施行するのですが、これまでの耐震改修については、大規模改修を伴わない、いわゆる耐震工事のみをしてきた学校がございます。したがって、例えば、例ですが、今年度、新年度予算でもお話しする予定でいたのですが、城南小学校につきましては、もう校舎の方は終わっているのですが、体育館の方、設計費用を今年度、平成21年度上げて、22年度にやるのですが、そういった形で、随時大規模改修を、いわゆる先ほど言いました補強ガラスにかえるとか、屋根を全部ふきかえるとか、床を張りかえるといった耐震改修を計画的に進めていきたいというふうに考えております。

○松村委員

ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

あと、次ですが、2点目、資料3の方なのですけれども、24ページ、地域活動支援センター事業委託ということで、先ほどの御説明で、今まで使っていた「コスモスホール」を改修しまして、地域活動支援センターにしたいと。それで、社会福祉法人にどこか委託して、3カ年の契約で委託して、そこで事業をしたいという御説明だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。もう一度詳しくお聞かせください。

○内海保健福祉部長

おっしゃるとおりでございます。これは、障害者自立支援法、平成18年に施行されましたけれども、これに位置づけられている施設として、機能を変えていこうというふうなものでございます。

○松村委員

この支援センターの事業内容というのは、どのような事業をするのか教えていただきたいと思っております。

○内海保健福祉部長

これは、法律の第77条というところがあるのですけれども、そこで市町村事業というのが明確にされております。その一つとして、地域活動支援センターを設置するというところでございます。

ここでどんなことをするかということでございますけれども、基本的には、今、精神障害者の方々を、「コスモスホール」に通っていただいて、いわゆる生活の訓練ですとか、あるいは社会参加であるとかというふうな訓練を、していただいているというふうなことなのですけれども、基本的にはそういった部分の業務を行う形になります。

ただし、自立支援法の中では、精神障害者の方々だけではなくて、3障害、身体、それから知的、この三つの障害を合わせた形で地域活動支援センターの中で、いろいろな御相談なり、あるいは支援なりを行っていきましようというふうな話ですので、表向きは3障害の方々を対象に、ですから、今改修している施設そのものについても、車いすで入れるようにとかというふうな形の構造にはなっております。

ただし、今、社会基盤として、知的であるとか、あるいは身体であるとか、そういった部分についてはある程度環境が整っている部分がございます。ただし、精神障害者の方々の部分については、非常にそういった部分が弱い形になっていきますので、当面のその活動の中身自体は、より精神障害者の方々に軸足を置いた内容になっていくのかというふうに思っております。

○中村委員長

ほかに。大分いらっしゃるので、ここで休憩をいたします。再開は3時40分にいたします。

午後3時22分 休憩

午後3時38分 開議

○中村委員長

少し早いようですが、皆さんおそろいのようにございますので再開いたします。

○昌浦委員

資料2の38ページです。先ほど雨森委員もお話をした防犯灯なのでございます。今、よくテレビなどに、青い光の防犯灯が防犯抑止に非常に効果が上がっている云々というふうな報道をよく見るのですが、本市においては、この青い光の防犯灯導入というものを、もう御検討されておられるのでしょうかというのが1点です。

それから、もしそのことを、今年度はだめにしても、来年度以降、前向きに取り組んでいくのかというのが2点目。

同じく、この防犯灯ですが、不足額ができたというので、98万7,000円というのですけれども、ちょっと設置数などを教えていただきたいと思います。

○伊藤交通防災課長

まず、第1点目の、青色防犯灯につきましては、これはイギリスの都市で、最初に従来の普通の赤系統の街路灯から青色につけたところ、犯罪が大分激減したということで、日本でもそれが紹介されまして、全国的にも設置されている都市が、徐々にではありますがおふえているというような状況で押さえております。

本市においてはどうかというようなことではございますが、今後、駅周辺等の事業も今展開しておりますことから、関係課とよくこれらについても、可能性についてちょっと内部で協議といえますか、話し合いをしてみたいと、その設置する可能性について。

それから、2点目の、防犯街路灯の灯数でございますけれども、平成19年度の実績で申し上げますと、現在市内には19年度末で3,001灯の防犯灯が設置されております。

○昌浦委員

3,001灯ですか、平成19年度、これ違うのです。補正で不足額があったので増額すると、98万7,000円と、これは何灯なのだという、私はそういうふうに質問したつもりでございますので、再度御答弁をいただきたいと思います。

○伊藤交通防災課長

お答えいたします。

修繕につきましては87灯でございます。

○昌浦委員

この防犯灯に関してなのですけれども、青い色の防犯灯、犯罪抑止力が見られるということで、実験的にもう先進地は取り組んでいる状況なのです。

御答弁にありましたように、中心市街地活性化で、駅前あたりから徐々に取り組んでいていただきたいと思うのです。というのは、駅という機能上、仙台からでも石巻からでも最終便が多賀城駅に着くというのは、もう午前0時を回っているのです。確かに夜遅く帰ってくることは、犯罪にも遭う危険性はあるのですけれども、やはりお仕事の都合などで、どうしてもその時間帯でないと帰宅できないという方もいらっしゃるわけですから。そういう方のためにも、青色の防犯灯の設置というものを、ぜひとも御検討いただきたいと思っております。

それから、財政担当も、この辺はしっかりお聞きとめていただいて、やはりいろいろと苦しい台所は察するところではございますけれども、その辺も鋭意御検討いただいて、設置の方に向けて鋭意御努力いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○中村委員長

次に、初めて発言なさる方。

○米澤委員

何か悲しい指名で今、済みません。資料3の25ページにありますバラ園管理業務委託190万円となっているのですけれども、私、多賀城市民でありながら、このバラ園というのがどこにあるか存じなくて、そして、この190万円の委託の金額に対しても、どれだけの平方メートル数があるのか、端的でいいです。お聞かせください。

○佐藤道路公園課長

お答えいたします。

まず、バラ園の場所なのですけれども、これは多賀城公園のちょうど南側、万霊の塔という塔が立っているわきに、ゲートボール場、ノリ倉庫のゲートボール場の北側でございます。そこにバラ園として設置をしておるところでございます。

それから、面積につきましては約100坪ぐらいです。

○根本委員

資料2の36ページなのですけれども、交通安全推進に要する経費ということで、説明会にもございまして、一時金を支給するというので、これはこれで了とするものでございまして、指導隊の皆さんは、寒いときも、それから雪が降っても、雨が降っても、子供たちの安全、通学路の安全とか、一生懸命活動していただいております、感謝をしたいと思っております。

それで、先ほども、冒頭、竹谷委員からもお話がありましたけれども、交通安全という観点から、あのマンモス坂の対応策、参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、御提案申し上げたいと思っております。

あそこは、冬期に限らず、雪が降らない夏場においても、つい最近も、全然滑らないときに、上の車が、一回あそこは停止があるものですから、とまってしまったら、ずるずると後ろに下がっていったのです。そういうちょっと、今のままだも、雪が降らなくとも危険だということが一つあります。

そこで、まず、冬期の対策として、あそこを通行どめとかと言っておりますけれども、そうするといろいろな対策が必要になってきますね。今、仙台市でも青森でも、ロードヒーティングといいまして、もう全然凍らない道路、滑らない道路、雪が積もらない、これを行っているのです。それはどういうところにやっているかという、ああいうマンモス坂のように、急な勾配の強い坂道をロードヒーティングをして、安全を図っている、こういう対策を講じております。ですから、冬場でも全然通行どめする必要もないということがありますから、一つは検討していただきたいと思っております。

それから、通常、雪が降らなくとも危険だということがございます。それで、以前に、あそこは署名活動をして、危険なので、左側、文化センター側から来るところにも「止まれ」をつけてくださいと。そうすればこちらが優先になって、とまらないで左、右に行けると、こういう署名運動をして、現場に交通課長も来てもらった経緯がございました。

ところが、そのときに交通課長が言ったのは、あそこに電話ボックスがあって、道路が左右に分かれております、Y字路に。あれを改善をして、一つの道路という形態にすれば、優

先道路も可能だと。そうするとこちらに「止まれ」をつけられると。そうすると、こちらに横断歩道もつけられるという見解をあのとき言ったのですね、交通課長が。ですから、冬期であれ夏場であれ、あそこを安全を図るためには、あそこを一本分けしないで、きちんとした道路に整備をして、優先道路にすると、そのように警察の方でおっしゃっていたので、それで協議をして、安全を図るという対策を講じたらいかがでしょうかと思うのですがいかがでしょうか。

○佐藤道路公園課長

私の方から、ロードヒーティング等の検討はしておらないかという御質問でございますけれども、通行どめをしないで、道路そのものを凍結しないような方法というのは種々ございます。代表的な対策といたしましてロードヒーティング、いわゆる舗装間に電熱線を入れて、道路面を温めて凍結防止をする方法でございます。

それから、水を、地下水などをくみ上げて、それで路面に流して、凍らせないようにする方法等いろいろ考えられるところでございます。

設置費用やランニングコスト、それからメリットやデメリット等を総合的に判断して検討しなければならないと、今のところは考えているところでございます。

○伊藤交通防災課長

2点目の件についてお答え申し上げます。

交通規制、道路改良も含めてというようなことでございますけれども、あそこは今、Yの字になっている形態を、一本に、Yの真ん中を削って、道路面にしたらというような委員の御提案のようでありますけれども、先般、先週でしたか、建設部と私どもと、それから教育部と、三つの部で塩釜警察署の交通課長、それからあと規制担当の係長、部長と、4者で現場を再度、あの坂の頂上付近を、抜本的な解決策、再発防止というようなことで、委員各位からも御指摘あったとおりでございまして、今現在のあの道路環境の中で、どのような交通規制を含めた、道路改良も含めた対策が最良なのかということについて、いろいろ現場でも検討いたしました。

それで、警察署の現在のところの見解といたしましては、やはりY字路の先のところには横断歩道がないというようなことから、やはりあそこに、あの北側のガードレールに到達するまでの横断歩道が設置であろうというようなことで、建設部道路公園課の方で、それらを踏まえて、今、設計を組んでおるといようなことのようにでございます。

○根本委員

まあ、以前署名活動をしたときにそういう警察の見解があったので、ぜひともこの際ですから参考にしてほしいという思いでお話ししましたので、まあいずれどのような方法になるかはわかりませんが、参考にしていただきたいとこのように思います。

あと、48ページ、委託料の太陽の家の問題でございます。太陽の家給食提供業務委託料ということで、減額補正になっておりますけれども、これは給食となっておりますけれども、あの、委託をした業者がお弁当、お弁当ではなかったですかね。どういう形になっておりますか。

○内海保健福祉部長

そのような形で、業務委託というふうな形で提供されております。

○根本委員

給食となっていますけれども、そのような形になっておりますね。お弁当的な給食ということでございますね。

実は、その問題について、以前、保護者の皆さんから、ほかの市立の保育所のように、施設で調理をして、そして給食を提供してほしいということで、一度私も一般質問をした経緯がございました。それから随分期間もたっておるとい状況でございますが、その辺の検討と、それから、もし検討しなければ、今後検討課題にのせてほしいとこのように思うのです。

それはなぜかという、給食を鍋のようにして、分けてやる、その行為そのものが教育になるということです。ですから、そういうことも踏まえて、でき上がったものをその場ですぐ食べてしまうということではなくて、やはりつくったものをみんなで分けて、そして食べるという、まあ学校の給食と同じ方式ですけれども、それをぜひお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

○内海保健福祉部長

ここでのその減額の理由は、必ずしも、今、委員御指摘のような給食での方法にかかわる部分ではなくて、（「それはわかっています」の声あり）児童数が減ったということで減額になっているわけでございますので、その辺の報告につきまして、ちょっと私もそういった形のものがあるということ、今ここで知ったものですから、今お話し伺った部分も含めまして、あとはですね、それよりも、やはり深刻な問題は、今、「太陽の家」の運営が健常児 35 人、それから障害児 25 人の定員でやっていたのですけれども、その辺のそのあり方の問題をまず方向づけなければいけないのかなという感じをちょっと持っております。

これは、健常児の問題について、やはり年々減ってきているのですね。ですから、保護者の意見も聞きますと、やはり健常児の子供たちを預かっているその保護者の方々も、やはり自分の子供に対してしっかり目を当ててほしいとか、やはり成長をきちんと指導してほしいとかというふうな要望もあるようでございます。

ですから、この辺も、全体を含めて、「太陽の家」の問題についてはひとつ考えてみたいというふうに思っております。

○根本委員

今の件に関しては、ことし初めて部長になってからお聞きになったと思しますので、検討課題にしていただきたいとこう思います。

あと 62 ページ、玉川岩切線の説明がございました。市川橋、仙台境から市川橋までが 4 月下旬、これ以降、中央公園からずうっともとの資料館までの完成が 7 月下旬ごろだろうという、こういうお話がございました。

そうすると、これが完成いたしますと、現在の泉・塩釜線、これが多賀城に移管されるということで、県においては今までその泉・塩釜線の問題のある箇所、こういうところを改善していただいて、移管の準備をきちんと今まで進めてきましたね。その移管の時期というのは、7 月下旬に完成すると、いつごろに移管されるのかお伺いしたいと思います。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

ひとつ、先ほど時期を説明させていただいた中で、今の受けとめ方が違うので、もう一回確認させていただきます。南宮工区については4月下旬、「えっ」の声あり）南宮工区については同じでしたけれども、あとの残り、浮島分の方の工区については7月上旬というふうに御説明申し上げましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、引き継ぐ部分については、道路課の方になるので、いろいろな問題については、道路公園課が中心に土木事務所と詰めております。

それで、引き継ぎについては、これについても2段階にならざるを得ないのかと。供用開始したら引き継ぐと。あと残った浮島の方は7月上旬なので、これ以後で、多分、多分では困りますけれども、二つに分けて引き継ぐような形になろうかと思ひます。

○根本委員

そうすると、南宮工区が完了した4月下旬には、この完了した時点でいろいろ県と相談をして、南宮のあたりの泉・塩釜線は市道に移管すると。そして市川、浮島方面の泉・塩釜線は7月上旬に完成した時点で、県と協議をして移管になると、こういうことですね。

○佐藤道路公園課長

県道泉・塩釜線の移管の時期でございますけれども、先ほど次長がお話ししましたように、その2段階に分けて供用するという形なのですが、移管の方は、最後にその浮島工区の方が終わった段階で、すべてのその泉・塩釜線、もとの、の移管を考えております。

そして、今まで泉・塩釜線で約70カ所を、要望箇所がございました。その70カ所の要望に関しまして、できているか、できていないか、うちの方でもチェックしまして、できればすべて移管するという形にもっていきたいと思ひます。ですから、最後に移管をうちの方では譲り受けたいとこのように考えております。

○根本委員

そうすると、まあ8月か9月ごろと。ああ、ごめんなさい。そうですね。8月か9月ごろまでには移管されると、こう思っていてよろしいのですね。

○佐藤道路公園課長

8月か9月ごろ以降でございます。

○根本委員

わかりました。

それから、最後に、先ほど藤原委員とそれから伏谷委員からお話があった件でございますけれども、昨年、宮城県市議会議長会での大塚先生の、私どもも聞きました。それで、明確に大塚先生がおっしゃっていたことは、できることとできないこと、これを明確におっしゃっております。

先ほどの法人、NPO法人にもかかわらず、NPOに所属している団体が、市の仕事を請け負う、これで役員をやっていけばだめだと。助成金は何ら問題ありませんと、こういうお話でございます。

そして、指定管理者制度という話も明確にお話しされております。いろいろなケースのことをお話をされて、指定管理者制度ということも明確にお話をされて、指定管理者制度そ

のものが行政の処分行為であり、請け負い契約ではないと。ですから法的には何ら問題はないと、この大塚先生はこのようにおっしゃってありました。

先ほどの藤原委員のお話は、その辺はよく理解できますけれども、ただ、議員もボランティア活動など NPO に所属して自由に活動できる、議員は活動する権利も当然あるわけでございます。そのために議員にはやってはいけないという制限が少ないのです。先ほど藤原委員がおっしゃったそれしかないのです。

あとはもう道義的というか、その議員の責任のもとに、どういう活動をしてもいいことに一応なっているわけございまして、そういう意味では、法律を遵守して、そしてボランティア活動、NPO に所属する、そしてまたその団体が市の請け負いをしているのか、補助金制度で活動を応援してもらっているのか、その辺を入っている方が見きわめて、判断をすればいいことだと、このように私は理解をして、意見として申し上げたいと思います。

○藤原委員

今の件は、違法か違法でないかということについては、みんな認識は一致しているんです。ただ、その道義的な問題は出てくるのではないかと、やはり議員は市の政策決定にいろいろな影響を与えるので、検討する余地はあるのではないかとという問題提起をしたわけでありますので、それ以上のことでありませんので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、資料 3 の 25 ページに、用務員さんの委託の件について出てこないのですけれども、これはなぜ用務員さんは出てこないのかということについて御説明願います。学校用務員です。

○小畑学校教育課長

ちょっと今手元に資料がないので、申しわけございません。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

学校用務員の関係につきましては、昨年度の予算の中で既に複数年契約の分として、一度決定させていただいておりますので、ここには出てまいりません。

○藤原委員

何年から何年までですか。委託の学校用務員の方は。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

申しわけございませんが、手もとに資料がないので、何年から何年というのはあれなのですけれども、3 カ年だったかと記憶しております。

○藤原委員

そうすると、今度が 2 年目だということですね。

それで、それと、直前になって検討しろというのも検討できないと思うので、問題提起しておきます。私、議会事務局を通して、教育委員会の社会教育委員会議があったので、その議事録をいただきました。その中で、学校の校長先生だと思われる方が、社会教育委員会議で、その学校の用務員について発言をされているのです。

ちょっと紹介しますけれども、「教育長さんがいらっしゃる前で失礼ですが、」、私ではないのですよ、その方が言っているのです。「教育長さんがいらっしゃる前で失礼ですが、

学校の用務員さんは以前職員だったために、学校は一枚岩で親や子供に対して対応していくことが可能でした。今は委託の職員が来ているので、委託の職員は校長である私でも直接命令はできません。電話番号も会計業務も頼めません。子供への対応も関係がなくなりますので、そうしたときに親はどう思うでしょうか。片方は事務的に一般会社のような警備をする、事務的に会社から命令で来ているので、業務契約の中で行うのです。でも学校では、契約内容にないからできないという現場ではないのです。これは私だけの不満ではないと思っています」。こういう発言をしているのです。

委託にした場合に、こういう問題が起きるのではないかという指摘をずうっとやってきました。委託の場合は、その会社を通じてしか業務命令できないのです。委託の場合に、ですから、私は、基本的にその委託というのは、特定のものを大量に、量的にこなす場合に委託というのはいい業務形態といいますか、契約形態だと思うのですけれども、その場面、その場面でいろいろな対応をしなければならない職種については、私は委託はなじまない。あるときはやはり、以前だったら、学校の預金というか、入金をお願いしてみたり、それこそ電話番号を試してみたり、ガラスが壊れたからというガラスを直してもらった。子供がけがをしたからといって、子供をおぶって運んできてもらう、そういうことを、何が起こるかわからないのです、学校の用務員さんというのは。

ですから、私は、やはり委託という形態は、特定のものをたくさんこなす場合はそれは有効ですけれども、その場面、場面でいろいろな対応をしなければならない職種というのは、委託は私はふさわしくないのではないかと思うのですけれども、御回答をお願いします。

○小畑学校教育課長

お答えいたします。

まず、その業務命令の件でございますけれども、その現場には用務員さんが2人おりまして、現場監督者というものがおります。校長さんだと思いますけれども、勘違いなさっていると思うのですけれども、現場監督者というものがおりまして、その方に、こうしてください、ああしてくださいと話す分には別に問題はないということになっております。

それから、お金の件でございますけれども、学校の多忙化に伴いまして、用務員さんというのは、お金を扱うという仕事は入っていないわけです。そこの流れの中で、学校の多忙化の中で、用務員さんに、お金をちょっと銀行にお願いしましたというようなことを頼んできたということが現実です。それが今回こういう形になって、お金は違うのですよ、もとの形に戻ったものだと考えます。

○藤原委員

この発言した方の勘違いだということですか。端的に言って。

○小畑学校教育課長

学校校長会で話をしまして、御理解をいただきました。

○藤原委員

実は、相澤先生、前任者の方もそういう答弁をされていました。2人いるので、1人を責任者にするから、それはそれで校長先生や教頭先生が2人に全然話をできないという状況は回避できるから、そういう状況の中の改善としては私はいいと思うのです。まだいい、それは。

ただ、学校に用務員さんとして来ている方に、1人の人を通じてしかその学校の意向を話せないというような職場が、果たしてまともな、それが果たしてベターなのかどうかという問題ですよ。今、課長が言っているのは、現場で2人に話せないような状況を、1人を現場監督にしたから、1人を通じてやれるということになっているでしょう。ですから、私はそれがまともな職場かと、ベターな職場かという問題ではないのかと思うのです。どこかの校長先生が勘違いだという話をしていますけれども、もしそうだったとしても、私はやはりそういう問題が起こると思うのです。

私が言ったその委託というのは、委託というのは、特定のものを大量にこなす場合に委託がそれはいい形態だと。その現場でいろいろなことが起こる場合はふさわしくないと、その考え方については同意できませんか。

それから、なぜ派遣にしないのですか。派遣だったら、現場でいろいろと指示できるのでしよう。なぜ派遣にしないのですか。私は、学校の側としたら、派遣にしてくれた方がよほどいろいろ頼みやすいというのが、直接的にですよ、もう1人の人にも。

○小畑学校教育課長

まず、第1点の、その派遣にしない理由でございますけれども、まずは、派遣の場合は1年間ということになっております。それ以上使いたいときは直接雇用と、つまり派遣法というのは、あなたを派遣いたしますよという継続的なものなのです。そういうことで派遣にはしないというようなことでございます。よろしいでしょうか。

○藤原委員

もうちょっと質問したと思ったのですけれども。

私は、現場からすれば、何が起こるかわからないような職場ですから、私は派遣の方が使いやすいと思うのです。ですけれども、なぜ派遣にできないのか。派遣というのは、その臨時的なものにしか使えないのですね。先ほどもいろいろな話をしたのですけれども、恒常的にずっとある仕事は派遣はなじまない部分で、現場では使いやすいけれども、そういうものは派遣にしてはだめだと。そういうものはきちんと職員として雇いなさいということなのです。ですから、正職員にするのが嫌なので、皆さんは派遣は選ばないわけですね。最低でも3年使ったら正職員にしなければいけない。ですから皆さんは派遣を使わないわけです。

ですけれども、委託は、先ほど言ったように業務命令というのがきちんと決まっていて、直接個々の人に指示できないわけでしょう。幾ら職員、どの人が責任者と決めても、やはりそういうものなのだから。ですから、私はやはり臨時職員なり何なり、昔の形態に戻すべきではないかと思うのですけれども、あと2年あるの、ですから、ことし中にもう少し検討してみてください。私は、あの校長先生が勘違いだと言うけれども、現場の校長先生がそんなに簡単に私は勘違いしないと思います。改めてそういう会議が開かれたので、もしかして、「ああ、ちょっと言い過ぎだったかな」と、そういう可能性があるとは思っているのです。そんなに現場の校長先生が、この問題で勘違いというようなことは信じられないですよ、はっきり言って。

ですから、私は、やはりいろいろ現場がそういう不便さを感じざるを得ないようなことがやはりあると、そういうふうに見るべきだろうと。そういう意味では、もう少しこの件については、ただ単に、職員を減らす、臨時職員を減らす、民にできるなら民だということ、委託さえすればいいのだというような発想はやめて、もう少し現場から物を見るとい

うことで、私はやってほしいと思うのですけれども、学校教育課長と、それから総務の次長か部長、答弁をお願いします。

○小畑学校教育課長

先ほど、一つ飛ばして申しわけございませんでした。緊急時に校長が用務員さんに命令ができないのかと、指揮命令権がないのかということでございますけれども、学校管理者として、緊急なときは命令していいと、これは宮城労働局から回答を得ておりますので、そういうことはできるとしております。

それから、校長先生が勘違いなさっているということではなくて、ほかの会議がありまして、その委託に関しての、これの社会教育委員の話ではなくて、別件で話をいたしまして、そのときに追従して出てきたことが用務員さんの話でした。「これはどうなっているのですか、ああなっているのですか」という質問の中で、校長先生に勘違いということも御理解をさせていただきました。

○伊藤市長公室長

この委託の問題につきましては、現場の方と、このなじむ、なじまないという、今、藤原委員からの御指摘でございますけれども、この委託業務の内容等に関しては、もう少しこちら側でいろいろと検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○藤原委員

これはもう多賀城だけでなく、会社もですし、全国的にですし、現場力が落ちているというふうに言われているのです。現場力が落ちていると。現場を理解できない人がふえてきているし、それから、その現場で解決する能力が落ちてきているというのがいろいろ問題になっています。

私は、やはり目線を現場に置いて、そこでどうなっているのかというのをよくつかんで、物を考えるというふうに、ただ単に行革だから、行革だからといって、人を減らせばいいというようなことではなくて、やはり現場から物を考えるというふうにぜひしていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○中村委員長

先ほど、交通防災課長より訂正がありますので、発言を許します。

○伊藤交通防災課長

先ほど、昌浦委員の防犯街路灯の修繕灯数の質問に対しまして、修繕灯数を私、87灯と回答いたしましたけれども、これは蛍光灯に係る灯数でございます、水銀灯は54灯となつて、合わせまして合計141灯に訂正をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○竹谷委員

今、防犯灯の回答があったので、一つ防犯灯に関連して。この防犯灯の38ページの補正は、修理と電気料が不足したためのものであって、防犯灯そのものは市役所で設置するものでなく、各地域からの要望にこたえて半額助成をしてつくるものであるというぐあいに私は認識しているのですが、先ほど来の答弁であると、市がつけるようなふうに誤解されるような答弁のように聞こえていますので、私の認識でよろしいのでしょうか。

○伊藤交通防災課長

防犯街路灯の設置費等補助金につきましては、これは以前に何度も申し上げておるところでございますけれども、まず、新設に対する補助、さらには修繕に対する補助金、それから電気料に対する補助金の三つで構成されております。

○竹谷委員

そうであれば、昌浦委員の質問に対して、駅周辺の問題で、青灯ですか。あれ、その問題は、周辺のことには御回答しておりますけれども、市が一つの行政の指針としてやるのなら、これからの各地域からの要望については、そういうものも、例えば電気料金が安ければ、そういうものに切りかえていくという指導は、私はすべきではないかのかと。そして、そのために費用がかかるとかというのであれば、それなりの説明をして、防犯抑止になるので、こういうぐあいに切りかえていくのだということで、各町内会とか区長さんに御説明をしながら、御理解をしていくやり方をとるべきではないのかというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○伊藤交通防災課長

私どもでも、これから地域の方と協議をして、まずその青色防犯灯、今、仙台市でも試行的に設置しておるようでございますので、その効果を見きわめながら、本市でもその可能性について、町内はもとより、地域防犯灯設置をする、地域の地区の方々とも協議をする場を持ちながら、考えていかなければならない問題だというふうにとらえております。

○竹谷委員

それと同時に、市が負担でやっております道路照明灯、これは市が全部設置をし、電気料も市が負担すると。少なくとも道路照明灯についても、青色灯に切りかえていっても、道路照明灯の機能に何ら問題がないというのであれば、市みずからそういうものに切りかえていくということも大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○佐藤道路公園課長

道路照明灯のその青色の色に切りかえていったらどうかという話なのですが、今現在はその水銀灯と、それからナトリウムという橙色の電灯をつけておりますけれども、青色のものをつけた場合に、その照度が問題になると思うのです。照度の関係ですね。ですから、その辺のところを十分検討していかないと、今ここで、青色灯にかえるということはちょっといかなと思います。十分ちょっと検討させてください。

○竹谷委員

ひとつその、いろいろ用途で違いますけれども、防犯抑止になるというのであれば、問題がなければ活用していくということが大事ではないかと思っておりますので、意見として申し上げます。

資料2の5ページ、繰越明許費がいろいろあります。この中で、1番の民生費、こども福祉課長になりますが、鶴ヶ谷児童館施設の耐震補強工事が、設計会社の関係で問題があった、工事がおくれたという理由のようです。この入札はいつ行われたのか質問します。

○小川こども福祉課長

一番最初の設計業務の委託に関する入札執行日は、平成20年5月28日でございます。

○竹谷委員

5月……（「28日です」の声あり）私、ここに今、指名競争入札で多賀城市が発注した資料を持っています。先ほどからずっと見ているのですけれども、これはないですね。

○佐藤管財課長

この一番最初の設計委託につきましては、私の資料でも、先ほど小川課長が説明しましたとおり、入札は平成20年5月28日、契約日は翌日の29日というふうになっております。

○竹谷委員

私の、インターネットで発表している平成20年の入札の結果概要というものに記載がないのです。なぜないのですか。

○佐藤管財課長

これについては、はっきり正確な御答弁はできないのですけれども、これはもう小額契約ということで、ネット上の中には入っていなかったのかというふうに考えますので、後で確認させて、再度答弁させていただきます。

○竹谷委員

金額の関係ですか。

それと、耐震工事をやると、設計終わってやりますね。それもずっと見ていてもないのです。繰越明許費でやっていますから、290万円のお金がこの入札の調書の中に、私、見てもないのです。間違いだと失礼なので、ちょっとそれでお聞きしているのですが、あわせてそれもひとつ、何番目で、何月何日、何番目でやったのですか。

○佐藤管財課長

この耐震工事の方ですね。工事につきましては、入札執行日は平成21年2月10日、契約日が2月11日です。（「2月はやっていないのですね」の声あり）最近のことですので、まだその資料の方には載っていないかというふうに思います。

○竹谷委員

では、設計のものについては、ひとつ調べたものをください。

もしそうであれば、そういうふうになったのであれば、ここで、先ほどいろいろ質問ありましたが、指名入札が決定されたのは2月の何日かということをはっきり言うべきではないのかと。私はこれを見てずっと調べているのです。設計がおくれたのでこうなったけれども、工事の入札については、中央公園のサッカー場移転と含めてやったという説明をしておくべきではないのかというふうに思うのですけれどもいかがでしょう。

○佐藤管財課長

そうですね、設計の終了と工事の完了の予定月日は説明させていただきましたけれども、発注した日にちについて説明が大変不足しておりました。失礼いたしました。

○竹谷委員

次に、繰越明許費で、これは当然なのです。5 ページの、学校関係、お聞きしますが、まず、この調書でいきますと、既に設計を業務発注しております。その設計については、既に実施設計も含めて調書として、完成されているのかどうか。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

まず、第二中学校の方から申し上げます。第二中学校の基本設計につきましては、7月31日で完了しております。それから、第二中学校の実施設計につきましては、完了予定を3月27日ということになりますので、あと1カ月後ということになるかと思えます。

天真小学校につきましては基本設計につきましては、ことしの10月27日に契約をいたしまして、完了予定が3月27日の予定でございます。

それから、天真小学校の実施設計につきましては、1月19日の契約で、完了予定は5月30日、この分については、先ほど繰越しというふうなことで御説明を差し上げたと思えます。

○竹谷委員

この設計の中に、かつて私、今の社会常識で、洋式トイレを学校にも導入すべきでないのかと。天真小学校も、多分第二中学校も洋式トイレはないと思えます。そういう意味で、こういう大規模改修であれば、設計の中に当然加味されているものと思っているのですが、その辺はいかがでしょう。

○鈴木教育部次長(兼)教育総務課長

ただいまのお話でございますが、当然そのトイレについても全面改修をするというふうなことでございますので、当然、その洋式トイレも設置してまいる予定でおります。

なお、先ほど来から説明しています大規模改修の箇所やその他につきましては、現在、学校の方と十分協議を進めておりますので、そういったことで御理解をいただければというふうに思えます。

○竹谷委員

次に、工事の発注の問題ですが、早期発注をして、できるだけ地元企業の活性化というのが、国の第1次補正の中にも、経済の活性化という意味で出てきているものだと私は思っております。

そういう意味におきまして、今回の補正予算で発注されていない物件については、どのくらいをめぐりにして入札をしようとしているのか。その辺についてお伺いいたします。

○佐藤管財課長

第二中学校の校舎につきましては、4月下旬の起工を目標としております。

それから、天真小学校の屋体、これも同じく4月下旬と。

それから、天真小学校の今回、校舎の方ですけれども、校舎につきましては、6月上旬の起工。

東小学校については8月上旬を目標として考えてございます。

○竹谷委員

ずうっと私、参考にずうっと見ました。平成 20 年度の今までのもの、1 月までの。この中で、指名競争、一般競争、総合評価、随意契約と四つに分かれております。多賀城市で、今、県でもいろいろ話題になっていますけれども、総合評価の問題についていろいろありました。多賀城の入札制度として、この大きな物件ですけれども、どのような基本方針で進めていこうとしているのか、もしよろしければ御回答願います。

○佐藤管財課長

入札の方式についての御質問だと思いますけれども、まず、大きい方から言いますと、総合評価の入札につきましては、土木工事、建築工事も含めておおむね 3,000 万円前後以上の大型物件について、現在のところ試行で行っております。平成 20 年度につきましては、土木工事が 3 件、建築工事が 1 件、総合評価で発注をいたしました。

それから、1,000 万円以上の工事につきましては、指名競争入札なのですけれども、制限つき一般競争入札ということで行っております。

そのほかは指名競争入札と、あと、特別な理由がある場合に、随意契約というような基準で行っています。

○竹谷委員

今、私は、ここでこれはこうだと言いませんけれども、特に随意契約する場合、これをずうっと見ますと、誤解を生むような随意契約はやめた方がいいのではないかと。具体例は言いません。注意をして進めてほしいというのが 1 点。

それから、見ましたら、今まで、私も久々にこれを見たのですが、不調が多い。不調が多いというのは、一般競争入札や指名競争入札で不調というのはあり得ないはずだと思いつつながら見ておったのですが、不調が多い。不調が多いというのはちょっと私は疑問があるのですけれども、これは積算の問題でこうなのか、どうなのかなというふうに、こう見ていて疑問に思っているのですけれども、その辺、もし、こうじゃないのかという思いがあるのであればお答え願います。

○佐藤管財課長

今年度の不調になった件数は、今データを持ってませんので答えられないのですけれども、確かに数件ございました。理由としては、物件ごとにそれぞれ理由があって、一たんは不調となったわけでございますけれども、不調の原因を考慮しまして、再度入札にかけて、それぞれ工事にかかっているというふうに見ております。

○竹谷委員

ひとつ、こういう点があるから、やはりこういうのはちょっと原因を調査して、もし積算とかいろいろな問題で問題があるとするならば、やはりその辺を見直すということも考えていかなければいけないのではないかと。老婆心ながら思いますので、あとは具体的なものは質問いたしません、その辺を気をつけてやっていただきたいというふうに思います。

次に、玉川岩切線、62 ページ、いいですか、これで終わりますから。先ほど来、何度か皆さん質問して、いつ開通だどうのこうのと。私が一番心配しているのは、交通安全対策なのです。岩切から来まして、一番最初に来るのが二中のところ、南宮の、どここと言えいいのですか、二中のところの交差点が出ます。それから橋を渡って、今度は中央公園のところ、ここも大きな交差点、そして踏切は今、拡幅していただいたので、大変交通量が多

い。それからずうっと行くと、いわば前の歴史資料館のところのT字路、ざあっと見ただけで、ああ、それともう一つ、南宮の集会所の十字路、あれは今、利府からばんばん、ばんばん、朝、車が来ております。多賀城ではそんなところかな。この間、ぼく走ってみたのですけれども。これらが1、2、3、4カ所、信号機はどうなっているのですか。

○鐵建設部次長(兼)都市計画課長

一般質問に御質問いただいています、そちらで市長の方からお答えすべき事項なので、御遠慮を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

○竹谷委員

いや、一般質問の通告原稿が私どもにないのですから、ないものですから、今質問したのですが、まあ、通告した人がいるというのであれば、同僚議員ですので、ここは一般質問で御丁寧に答弁できるように、どうせこちらの方は原稿を市長の方に出すのでしようから、丁寧な、交通安全に、まさしく人命が守られるような回答をひとつお願いをしておきたいと思います。あとは申し上げます。

以上、私が気がついたところでございますので、ありがとうございました。

○中村委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第15号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○中村委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中村委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日 2 月 25 日は午前 10 時から特別委員会を開きます。

どうも御苦労さまでした。

午後 4 時 35 分 延会

補正予算特別委員会

委員長 中村 善吉